

## 伊江文書 牧志・恩河事件の記録について

金城 正篤

### 一 史料について

牧志・恩河事件は、王国末期に起こった一大疑獄（＝証拠なき裁判）である。この事件が当時の土族社会に与えた衝撃は巨大なものがあつたとされる。そのわりには、事件の経緯・真相については、必ずしも納得のゆく説明がなされていない。

この事件は、幕末薩藩主島津斉彬のいわゆる積極外交政策の推進と、斉彬の急死に伴うその政策の頓挫によつてもたらされた薩摩藩における政策と人事の変動が、直接の引金となつている。すなわち、琉球を拠点として、欧米諸国との貿易拡大のめくろみ、留学生の派遣、軍艦購入等々、当時としてはまさしく「振り切りたる」政策を打出した斉彬路線は、その実現のために王府に対し無理押しともいえる圧力を加え、王府内の人脈に微妙な亀裂を走らせた。つまり、斉彬路線を推進する上で都合のよい人物を異例に抜擢し（通事牧志親雲上の場合）、逆に邪魔と思える人物を強引に排除する（三司官座喜味親方の場合）など、王府人事に対する露骨な干渉をおこなつたのである。

その斉彬が一八五八年（安政五、咸豊八）七月急死するや、先記のようにその政策が一挙に破綻する。その余波をもろに受けて牧志・恩河事件は起こる。事件は、斉彬路線の推進に加担したと見られる恩河親方（朝

恒、向汝霖、物奉行）・小禄親方（良忠、馬克承、三司官）・牧志親雲上（朝忠、向永功、通事・日帳主取）の三人があいついで免職、ついで逮捕・投獄されることからじまる。

ここに紹介した史料は、この事件の審理の過程を記録したものである。いずれも伊江家に保蔵されたもので、この事件では伊江王子（朝直、尚健）が糺明奉行（審理の最高責任者）を勤めた関係で、伊江家に伝わつたのであろう。現在は沖縄県立図書館（東恩納文庫）の所蔵に係る。これらの記録は大きく二つに分類される。一つは「牧志恩河一件調書」と表記され、袋綴じで二冊に製本されている（史料一）。他の一つは「牧志恩河一件口問書」と表記されている文書群で、これはいくつかの巻物として保存されている（史料二）。いま、これらの史料について、順を追つて若干コメントを加えたい。なお、A、Bなどの小見出し（文書名）は、便宜上紹介者が付したものである。

史料一のA 恩河親方調書 物奉行恩河親方は鹿児島において、三司官座喜味親方（盛普、毛達徳、のち毛恒徳）を誹謗したという嫌疑で、一八五九年（安政六、咸豊九）二月二十三日免職、同二十八日投獄される。その嫌疑の内容を細かく見ると、第一に、座喜味は大和（鹿児島）から焼酎（泡盛）の原料となる穀物（米）を輸入すると、醸造禁止を命じて米の販路をふさぎ、第二に、甘蔗の作付面積を狭めて農民を困らせ、第三に、土族の給料を減じて生活難を招かせた、という三点である。事件の起こる二年前にあたる一八五七年、公務を帯びて上国（鹿児島）した恩河親方に向つて、琉球館聞役新納太郎左衛門が質問し、それに答える形で恩河が座喜味に関する先の三点を認めたことになっている。ここ

ろが糺明する側は、座喜味誹謗のことは上国した恩河の口からそもそも出たものであり、以前那覇の在番奉行所に座喜味誹謗の落書を投じたのも、恩河およびその一味であるにちがいない、と責め立てた。一六回の拷問・拶指に耐えて、恩河は、聞役の質問に応答したにすぎず、また、落書で座喜味を誹謗した事実はない、と否認し続けた。繰り返される拷問の責苦に、恩河はついに心身ともに疲労困憊の末、一八六〇年（万延元、咸豊一〇）閏三月十二日、獄死している。

「附」では、前半で右の件に関する牧志親雲上の証言が引かれている。牧志はその証言のなかで、恩河がみずから上国の使者に任せられるよう、在番奉行市来正右衛門から摂政三司官へ頼み込んで欲しいと依頼した、などとしているが、恩河はその事実も否定している。後半では恩河に係るもう一つの嫌疑である先島への拝借銭の横領、について、御物奉行関係者を取調べたが、その事実を立証する証拠はない、としている。

\* 喜舎場朝賢著『琉球三冤録』（活字本）では三月とするが、東恩納文庫蔵の筆写本では「全月廿八日」とある。いま後者に従っておく。

〔語釈〕「拶指」＝刑具の一つ。指にはさみ責める棒。「前廉」＝前もって。「釣合」＝相談する、示し合わせる。「わくみ」＝つじつまがあうこと。整合する。

史料一のB・Cは、恩河親方関係者の証言であるが、いずれも恩河に係る罪状の嫌疑を否認している。とくに、事件より三年前の一八五六年（安政三、咸豊六）頃、恩河宅に「大名方」が多数集まって何やら密議をおこなったふしがあるがどうか、とただしていることなど、他の手掛かりをつかんで、恩河を罪に陥れようとする意図が見える。

史料一のD 小禄親方・恩河親方・牧志親雲上調書 前文のところで、た

とえ「風聞」でもかまわないから、三人に係る嫌疑を立証する「手掛り」となるものは調査せよ、とある。それを受けて三人に係る嫌疑および取調べの状況を、箇条書きでかつ総括的に記録したものである。

その第一、蒸気船購入の件。御国元（薩摩）からの蒸気船注文は、実は小禄・恩河・牧志の三人が進言して図ったものであるにちがいない、と。むろんこのことは、薩摩の以前からの意向であり、今回はその強い圧力にやむをえず従ったまでだ、と三人とも同じ証言をしている。

第二、仮三司官設置の件。異国関係の事務処理のため、仮三司官の設置が取沙汰されたいらしい。市来正右衛門（斉彬の密使、のち在番奉行）あたりから出たものらしいが、仮三司官には恩河親方が就任するという風聞があり、その事実を三人および他の関係者にも聞いたしたが、「風聞の口先、穿鑿成り難く」、恩河みずからそのような働きに出たにちがいない、と問い詰めたが、そのような事実なし、と恩河は否認した。

第三、恩河親方が上国の折、鹿児島において座喜味親方を誹謗し、また、以前に座喜味誹謗の「落書」を投じたのも、恩河等のなせるわざにちがいない、と。恩河はそれらのことを否認し、「落書」については、証拠がなく、穿鑿のしようがない、としている。

第四、太守様（薩藩主島津斉彬）の死去の報が琉球に伝えられて以後、在番奉行所から、座喜味一派が勢いをつけ、「ひじを張る」ようなことになってはならぬ、という通達が摂政・三司官にもたらされたが、このことは、前もって小禄・恩河・牧志三人が、在番奉行所へ働きかけたからであろう、と。三人ともそれを否認した。

第五、一八五七年（安政四、咸豊七）三月頃、琉球逗留仏人から牧志に鉄鉋一丁（代銀三〇〇貫文相当）が贈られ、そのお返しとして王府

からは二〇〇貫文程相当の品物が計上され、その額があまりにも少ないと考えた牧志が、勝手に反物など自物を加えて贈ったことで処罰されることになった。そのことを知った在番奉行所からは、牧志が行なった行爲はいいことであり、処罰されるとあれば、薩藩主に伺いを立てなくてはならぬ、という横やりが入った。恩河と牧志両人が、在番奉行所に何らかの働きかけをした結果であろう、というのである。両人とも否認した。

〔語釈〕「向羽」＝顔向け。「代合」＝交代。

第六、薩摩の「御新政」（斉彬の一連の積極政策のことであろう）について、恩河は上国の折に示され、かねてから熟知しており、そのことが薩摩と通じ合っている動かぬ証拠だ、というのであるが、恩河は「異国一件」についてはたしかに説明を受けたが、新政のすべてを委細承知しているわけではない、と証言している。

第七、一八五八年（安政五、咸豊八）二月頃、豊見城王子宅へ市来正右衛門・牧志・恩河等が集まって、何やら密談をしたという風聞があるがどうか、という尋問に対し、牧志の証言によれば、たしかに集まって酒を呑みながら和歌を詠み、詩作をするなどしたが、別に子細のあるようなことはしていない、という。

第八、恩河親方免職（一八五九年二月二十三日）後、玉川王子・安村親方・与世山親方・小禄親方の四人が、玉川御殿別荘（多和田にあり）に集まった、という風聞についてである。小禄の証言では、酒を給わり、王子から恩河の成りゆきを聞かれたので、「人をだまし、借金をしている」と答えたことは覚えてはいるが、呑みすぎてそのほかの子細は記憶していない、という。「附」では札幌役人の一人与世山親方の話として、

玉川王子宅で王子が小禄に向って、しきりに恩河のことを尋ねるので、小禄は酒を呑みながら王子に向って「そろそろ私も倒れるはずだから、その時はあなたも一緒だ」と答えたという。ただし、本文の集まりの風聞とは符合しない、と注している。

〔語釈〕「椰子」＝酒を入れる容器。転じて酒の意。「ぶうさあ」＝沖繩風のジャンケンで、親指は人差し指に勝ち、人差し指は小指に勝ち、小指は親指に勝つ。ここでは、おそらく「ぶうさあ」をして負けた方が酒杯を空ける、一種のゲームのようなことが、当時あったのだろう。

第九、一八五八年（安政五、咸豊八）に在番奉行所から王府に対し、表十五人衆の内、座喜味一派と目される与那原親方・摩文仁親方・喜舎場親方・阿波根親方・浦添親雲上の五人を退役申付けけるようにとの沙汰があったが、このことは小禄・牧志の何らかの差し金にちがいない、と。小禄を訊問したが、全く身に覚えのないことだ、という証言である。「附」に牧志の証言がある。それによれば、牧志は「喜舎場と阿波根は掃除して見せる」と鳥小堀の神谷里之子親雲上に話したことがあったという。そのことが神谷から奥平親方に話され、奥平から喜舎場へ伝わったという。その件について牧志を訊問したところ、そんなことを言った覚えはない、と否定した。そこで奥平に確かめたら、神谷から右のことを聞き、喜舎場へ話したことはない、という返答である。神谷にも問いただすべく呼び出そうとしたが、中風を煩い言語不通の状態、そうこうするうち死去してしまい、外に手掛かりなし、としている。

第十、オランダ船が来航し、国王に面会を求めてくることが予想され、その際、いかなる理由を設けて面会要求を断るか、前もって準備しておく必要がある旨、在番奉行所から通達があった。そのことで摂政・三司

官・十五人衆、そのほか諸官の吟味の結果、国王はペリー一行の入城以来、恐怖のあまり「御氣損」のため、面会できない、ということことで衆議一決し、その旨を在番奉行所へ書面で伝えた。ところが、奉行以下薩摩役人の意向では、「氣損」というのは大和では「氣違者」の意味であり、そのような氣違い者に政事を授けておくことは、西洋諸国に対し薩藩主の面目が立たないこととなるので、場合によっては「御改革」を命ずることになるかも知れぬ。「御改革」とは「御相統替え」、つまり国王の廃立を意味するという。このことが、いわゆる国王廃立という陰謀がらみの風聞を生み、これも牧志等が、在番奉行所と示し合わせた企てにちがいない、とされたのである。

第十一、異国関係の事務多端の折、「撰政心添」という職を新設し、そのポストには豊見城按司がふさわしい旨の市来正右衛門の意向が王府に伝えられたらしい。そのことも牧志が一枚噛んでいるはずだ、というのである。

〔語釈〕「下涯」＝くだりぎわ。(琉球に)来たばかり、の意。

第十二、小禄親方が三司官選挙に際し、密願したとされる一件について、ある人が薩摩に誣告したにちがいない、と玉川王子に話したそうであるが、という訊問に対し、小禄は、誣告されたらしいと話したことはあるが、ある人と特定した覚えはない、と主張している。\*

\*この一件については、史料一のH・I参照。

最後に、右の「風聞または聞取」の諸事は、小禄・恩河・牧志三人の審理の際、拷問などをもって穿鑿したけれども、以上の通り手がかりになるべき証拠がない以上、その線に沿って判決を仰せつけられたい、と結んでいる。咸豊十年五月といえは、拷問をまじえながらの糺明がほぼ

最終段階に近づいた時期であり、そのふた月前の閏三月十二日に、恩河親方は獄死している。\*

\*喜舎場朝賢『琉球三冤録』によれば、恩河に対する刑の宣告は、その前年の十二月三十日であり、久米島への六年の流刑が執行されぬうち、獄中で死去したとされる。

〔語釈〕「儘差通」＝沙汰なしにする。

史料一のE 名嘉地里之子親雲上・桃原里之子調書 名嘉地・桃原兩人が小禄親方免職後、その一門への取締り向きのことを伝達する役目(一門衆使)を帯びて小禄宅を訪れた際、小禄の仮与力潮平等三人が、小禄の処分を穩便に取計ってもらうため、在番奉行所に「例外進物」を贈った、という話を聞いた、とすることの真偽を確かめるための調書であるが、はじめ三人の内輪話を側聞したという証言から、あとになって潮平から名嘉地が直接聞いた、と証言をかえている。

〔語釈〕「くひなの事」＝このような大事。「晴目」＝証言、供述。

史料一のF 小禄親方仮与力潮平筑登之親雲上等調書 小禄親方に係る最

大の嫌疑が、三司官選挙の際、在番奉行所に一方の人物の選任を密願(内意)した、ということであった。その際、小禄の使者(中使)の役を勤めたのが牧志であり、かつ、進物(贈賄)がなされた、とされた。しかも、その嫌疑の出所は、実は鹿児島にある琉球館関係者からの情報に由来していた。そのことと、小禄免職後、小禄の処分を穩便に取計らってもらうため、在番奉行所に「例外進物」を贈ったかどうか、が取調のポイントとなっている。後者の点については三人ともそういう事実はないし、また、それに似た話をしたこともない、と証言し、さきの名嘉地・桃原兩人と「対決」させたが、その主張は真向うから対立(張合)する

形となった。小禄の関係する庫理方取払帳・進物帳を取寄せ調べてみたが、疑わしい形跡なし、としている。

〔語釈〕「たんかあ咄」⇨向いあって話す。対話。

史料一のG 桑江里之子親雲上調書 本文中に「自身よりも小禄は檀那分にて」とあるから、桑江は小禄親方とは公務上親密な関係にあった人物とみられる\*。逮捕・投獄の理由は、小禄親方免職後、小禄の与力潮平の宅を訪れ、薩摩の異国方岩下新之丞へ、進物を添えて小禄が「責め扱い」（拷問など）を受けることのないように取計ってもらおうようすめた、という嫌疑。しかし実際にはそのことは実行されなかったが、潮平に勧めたことは事実として認めた。「附」の中で、牧志の証言として、小禄が、自分ゆえに野村（親方、三司官候補の一人）および牧志にまで迷惑をかけて残念だ、と潮平に語り、潮平は桑江に語り、桑江から牧志が聞いた、とされる点について、桑江を問いただしたところ、小禄が語ったという話を潮平から聞いて牧志に話したことはなく、また、潮平を訊問したら、そのような話を小禄から聞いて桑江に話したこともない、という返事であった。

\* 『琉球三寃録』（一五九頁）によれば、桑江の役職は「御物座当」（国庫帳簿勘定の総調を掌る吏）であった。

史料一のH 牧志親雲上調書 これは次のI小禄親方調書と一連のものであるが、便宜的に二つに分けた。まず前文にあたる部分で、小禄・牧志に係る嫌疑の内容が示されている。すなわち、小禄は三司官座喜味親方の後任選挙に際し、在番奉行所の園田仁右衛門を通じて野村親方の選任を依頼したとされ、その使者役（中使）を牧志が勤めたこと、進物（贈賄）を添えて密願していること、が取調べのポイントである。以下、牧

志親雲上・小禄親方の順に調書が記載され、最後に平等所役人の意見と、科律および先例の抜粋が付されている。

まず牧志の調書であるが取調べのポイントは、先記のように後任三司官の選任をめぐって小禄が次票者の野村親方を推し、そのことで牧志を「中使」に立て、かつ「進物」を添えて在番奉行所の役人に働きかけ、薩藩当局へ根回しをした嫌疑を立証することであった。実際にはその件があかるみに出たのは、鹿児島島の琉球館聞役新納太郎左衛門から王府宛ての書翰（問合）に、小禄から市来正右衛門に後任三司官の件で密書（内状）を送り、それが市来から新納に伝達され、新納からの書翰となって王府に伝えられたのである。

結論的に言えば、牧志は小禄の意を受け、折を見て話の形で市来正右衛門らに野村を後押ししてくれるよう頼まれたこと、その際「進物」を持参したことはない、と証言している。

〔語釈〕「世話」⇨心配。

史料一のI 小禄親方調書 後任三司官の推挙をめぐって小禄に係る嫌疑のもう一つの情報ルートは、やはり鹿児島在番摩文仁親方から出た。摩文仁の話として、先記の新納から王府への書翰の内容と同じ情報が、鹿児島で摩文仁から直接聞いたとする飛脚使与儀筑登之親雲上が帰国してもたらしたのである。しかし小禄は、三司官推挙の件で書状を差出したことも、牧志を「中使」にして市来らに働きかけたことも、全くない、と否認し続けた。「中使」の件については、あるいは牧志自身で自分（小禄）の名を借りて密願したこともありうる、としている。ただ、自分（小禄）にかけられた嫌疑を晴らすために、しかるべき手を打たなかったのは自分の注意不足であった、としている。

以上の牧志・小禄の審理経過を踏まえて、平等所役人らの意見（罪状擬定）が提出されている。すなわち、牧志については、たとえばその証言には根拠薄弱であったり、前後矛盾（不束）があったりして信頼できず、また、小禄については、昨年（一八五九）七月以来十二座の「拷問拶指」で責め立てても嫌疑を否認し続けており、これ以上責め立てると失命させるおそれがあり、そのような事態に至ると法の執行者の落度はもちろん、恐れながら国王にもその責任がかかってくる。かりに白状するようなことがあったとしても、「八議」の人をそれだけで重罪に処することはできない。結論として、「疑いの情犯」の罰則を適用し、等を減じて罪科を擬し、落着の運びにしたらどうか、という。

そして最後に「科律」および「先例」の抜粋を提示している。

〔語釈〕「明問」||あきま。隙間、弱点。「座切咄」||その場限りの話。「張合」

||対立。「八議」||はちぎ。罪の減免が許される八つの条件があり、それを有する身分や功績のある人物のこと。

史料一のJ 糺明官のメモ〔断片〕これはその文意からみて史料Iの後半にある平等所役人の罪状擬定に対し不服を唱えた、いわば下げ札のようなものと考えられ、紙片一枚に記され、挟み込まれている。小禄親方の調書に関連するものなので、ひとまずここに置いておく。内容は、三司官選挙の投票結果は国王の前で撰政・三司官によって開票され、票数を記載して国王に示した上、薩摩に伺いを立てる慣例であるのに、恐れ憚りもなく次点者を任命するよう密願するとは、この罪状は（あまりにも重大で）適用する法律が見つからぬくらいだ、という。証拠をつかむまで拷問を続行すべし、とする徹底糺明派とも称すべき糺明官の一方の意見を代表しているものと見られる。

史料一のK 『科律』等の抜粋

史料一のL 糺明官の意見 この文書はさきの徹底糺明派の意見に対する批判として出されたもの。末尾には仲里按司（朝紀、向允讓、糺明奉行、のち撰政に任じ与那城王子と改称）・与世山親方（糺明奉行）・森山親雲上（平等之側）・小波津親雲上（同吟味役）の四人の連署である。内容は先記史料Iの後半に付された平等所役人の意見と同巧であり、史料Iで示された見立ての延長線上にある。とりわけ小禄の取調べについて（恩河はすでに死去）、白状しないのは責め方が足りないからとし、「水問」などの「非法の刑具」を用いても白状させ、証拠をつかむまで拷問を加重せよ、という意見に、「なんとも納得ゆかぬ事」（何共心得難き儀）と強い不満を述べている。

この文書中で引かれている「与名城書面」および「摩文仁親方・宇地原親方書面」は、いま伊江文書の中には見当たらない。ちなみに喜舎場朝賢の『琉球三冤録』によれば、伊江王子（朝直、尚健）は牧志入獄後に加増糺奉行に任じ、摩文仁親方（賢由、夏超群）は小禄入獄後に糺奉行となる。宇地原親方も糺奉行。加勢主取世名城里之子親雲上を含めて、伊江王子以下はいわば徹底糺明派を構成する主要メンバーである。糺明する側でも、意見が二つに分かれていたことがわかる。

〔語釈〕「水問」||犯人を梯子に逆吊し水を注ぐ、拷問の一種。「棒鏝」||刑具のひとつとみられる。「索元礼・周興・来俊臣」||いずれも唐代の刑官で残忍な性質を備え「酷吏」列伝に名をつらねている（『旧唐書』一八六上、『新唐書』二〇九）。

史料二は大きく二つの文書群から成る。一つは「口問書」（A～D）

もう一つは「糺明官意見書」(E、N)である。「口問書」として現在伊江文書に残っているのは、小禄親方(A)、伊志嶺里之子親雲上(B)、牧志親雲上(CおよびD、ただしCには一部分小禄親方の口問が含まれている)の三人についてである。これらの「口問書」はいずれも、おそらく拷問の責め苦にうめきながら供述されたものを記録したものである。したがって系統だったものでなく、また、重複部分も多い。記録の内容はほとんど史料一に紹介した「調書」の中に整理され、収録されているので、あらためて全体にわたっての内容紹介は必要ないと思われるので語釈を少しばかり施しておきたい。

史料二のA 小禄親方口問書 \*

〔語釈〕「たまかいたる」||びっくりする、驚く。「相中」||えーじゅう。相棒。

\* 「小禄親方口問書」は後半が欠落している。

史料二のB 伊志嶺里之子親雲上口問書

〔語釈〕「御ましょん之事」||いらっしゃった。一緒におられた。

史料二のC 小禄親方・牧志親雲上口問書 \*

\* 巻物表紙には朱で「糺官意見書」と題されているが、内容に即してここでは見出しのようしておく。

史料二のD 牧志親雲上口問書

〔語釈〕「ゆるひ之前」||意味不明。

牧志の「口問書」にはいくつかの注目される点があるので、そのことに若干ふれておきたい。

その第一は、この「口問書」の随所に何度も出てくる供述であるが、諏訪数馬(在番奉行)宅における酒席で、次期三司官(座喜味三司官の

後任)の選任に関して話題となっていることである。その酒席には、琉球側からは玉川王子・池城親方(三司官)・小禄親方(三司官)・伊是名親方・恩河親方(物奉行)・宮平親方が顔をつらね、薩摩側からは諏訪数馬の外、岩元(下)清蔵・園田仁右衛門・柳田正太郎・大窪八太郎、といったおそらく在番奉行配下の面々が列席している。その席で池城親方が諏訪に向って、「野村は札数は劣っているが人柄がよいので、今度の三司官はぜひ野村を推挙せられたい」というと、そばから小禄が「票数次第でなくてはまずい」とちよっかいを出すと、すかさず池城は「山芋掘て」とたしなめているくんだりである。「山芋を掘る」とは、「酒席でクダを巻く」という意味の薩摩語だという。\*

\* 「山芋を掘る」という意味がどうしてもわからず、あるいは首里か那覇あたりの古語かと思ひ、古老をはじめ、いろいろの方々に見つけてもらったが、まったく見当がつかないという返事がかえってきた。のち照屋善彦教授から、佐藤雅美著『薩摩藩経済官僚』(講談社文庫、一九八九年六月)に次のような記述のあることをご教示いただいた。「山芋を掘るといふ。酒席などで管を巻くといふ意味の薩摩言葉だ。調所は朝から晩まで口やかましく部下を叱りつけた。まるで山芋を掘っているようだ、部下は陰口をきいた。陰口を耳にしながら、調所は毎日『山芋を掘り』つづけた。」(同書、二二五頁)

牧志がその「口問書」の随所で、つまり何回もの訊問を受けるたびに、同じことを供述しているのであるが、これが事実であるとすれば、たとえ酒席とはいえ、次期三司官に次点者の野村親方を在番奉行に向って推挙したのは小禄でなく、池城であったということになる。しかし小禄がそのこととの関連で、獄門に繋がれたのに、池城はまるで無傷である。

もう一つ、この酒席に列席している伊是名親方のことである。たとえば牧志の「口問書」の同じ日付（未十二月二十四日、同日）に、すでに紹介したことが、「小禄より潮平へ、私ゆえに伊是名・牧志等へも相かわらせ、気の毒」とあって、野村と伊是名が入れかわっている。というより野村と伊是名は同一人物である可能性がある。領地の変更で改姓したのかもしれない。後考を待つ。

また、申五月八日（同日）の供述で牧志は、自分が小禄の名を借りて密願（内意）した事實はまったくない、と否定している。

史料二のE Nは断片も含めてかりに「糺明官意見書」としておく。

史料二のE 糺明官意見書（一） これは後任三司官選任をめぐる在番奉行諏訪数馬宅での野村を推挙した話を中心に、糺明役人の審理経過を記録したものであるが、とくに末尾のところ、牧志の供述（晴目）には辻褄の合わない所があり、それを補強しうる別の確かな証拠固めができないうちは、「池城へ手をつけ候儀まかり成るまじく」とあって、池城親方へも捜査の手が伸びようとしていることをうかがわせる。

「語釈」「まじゆうん」＝一緒に。「かつみるる」＝つかまえられる、逮捕される。「現当」＝ジントウと読んで本当に、まことに、という意味であろう。「いやあまつ」＝何はさておき、なんとまあ、くらしいの意。「あんたへ」＝彼らに。あの連中に。「肝と肝のちやあひ」＝心と心が通い合う、以心伝心。

史料二のF 糺明官意見書（二） これは「六月」とあるだけだが、おそらく一八六〇年（万延元、咸豊一〇）の六月であろう。署名人は徹底糺明派の伊江王子・摩文仁親方・宇地原親方、それに本文中に出る与名城里之子親雲上である。刑罰は所犯相当に課するのが本筋であるから、「役

人共」が主張しているように「疑の情犯」をもってあいまいに処理するのでなく、犯罪を立証する白状または証拠を得るまで、とことんしめあげる必要がある、というのである。この文書は、前後することになるが、前出史料一のL「糺明官の意見」の中で批判の槍玉にあがった文書と連動するものであろう。

史料二のG 糺明官意見書（三） これもFと同様「疑の情犯」で処理することに反対し、伊志嶺里之子親雲上の「口問書」に沿って治罪すべきだ、とする。

「語釈」「一方」＝小禄のこと。「張通し」＝くいちがい。

史料二のH 糺明官意見書（四） この文書はここに紹介した一連の記録の中で、年月が明記された最下限のもので、一八六〇年（万延元、咸豊一〇）九月、とある。内容は、糺明する側の見解が二つに分かれ、収拾困難な事態に至っているのを憂慮し、「双方」が協力して、早々に決着をつけよ、という国王の意向を伝える文書である。

「語釈」「打組」＝一緒になる、合同。

史料二のI Nは糺明官意見書の断片を一応独立させて掲げた。

## 二 「事件」の真相について

### (一) 「事件」の構図

この「事件」には謎が多すぎる。

第一、三司官選挙をめぐる問題。選挙結果は、最多得票者が与那原親方良恭（馬朝棟）、次点が野村親方（『琉球三冤録』では伊是名親方朝宣



とある)、一票の得票しかなく最下位だったのが翁長親方朝長(のちの譜久山親方朝典、向汝礪)、の順であった。ところが、最多得票者の与那原は退けられ、小禄や牧志が選任運動をしたとして嫌疑を受けることになった当の人物は野村親方であり、最終的に薩摩が次期三司官として白羽の矢を立てたのが、最下位者の翁長親方である。一体どういふからくりになっているのか、理解に苦しむ。『琉球三冤録』の著者が、薩摩による座喜味三司官の追放、その後任選挙における多数票者たる与那原の排除、について「古来未曾有にして、朝野恟々怪訝驚愕せざるはなし」と評したのもうなずける。

第二、同じく三司官選任に関連して、牧志の証言によれば、三司官選挙がすんで二、三日後、諏訪数馬宅で酒宴が開かれ、その席で諏訪に向って野村を推挙したのは池城親方(三司官)であり、それを側から小禄がたしなめたことになっている。野村を次期三司官に推挙したことに関連して、小禄が嫌疑をかけられ、逮捕・投獄されて、拷問を受けていたのに、なぜか池城に及んでいない(もっとも池城にまで捜査の手が伸びようとしていたことは前述)。

第三、この「事件」では、とりわけ小禄親方の取調べにあたっては、牧志の証言がしばしば引合いに出された。この「事件」では牧志がそのつど「自白」しているが、時に首尾に一貫性を欠くところがある。取調べをする側も、ある部分で前後矛盾する牧志の供述に不信の念を表明している。牧志しんが自分の証言について、月日が経過しているうちに、思い違いや過不足があったことを認めている。それはともかく、牧志はなぜ次々「自白」したのか。『琉球三冤録』の著者は獄中での牧志について、「此時牧志は糺問を受くる毎に歴々白状を為し、幾多の拷問を免

れたり」と述べている。拷問の苦痛を恐れて白状した、と。その証言にどれほどの真実が含まれていたのか、いなかったのか、それこそ不明であるが、かれの証言によって小禄が窮地に追い込まれ、さんざんしぼり上げられたことはたしかだ。牧志は脱獄を執行して帰家したことがあったらしい。最後は薩摩の手によって結果的には出獄を許され、鹿児島へ連行されるのだが、伊平屋島の沖合を航行中、海中に身を投じて死んだ、とされる。牧志はなぜ「自殺」したのか。「自殺」しなければならない理由があったとすれば、それは何か。それは歴史の暗い海の中に閉ざされたままである。

第四、すでに東恩納寛惇が『尚泰侯実録』の中で指摘していることであるが、この「事件」では本来証人に立つべき摩文仁親方(賢由、夏超群)および宜野湾親方(朝保、向有恒)が、審理の途中から糺明奉行に加わり、裁く側にまわっていることである。在番として鹿児島にいた摩文仁は、小禄が琉球館聞役新納太郎左衛門に「三司官内意の書状」を送った、という情報を王府へもたらし、また、宜野湾も鹿児島にいて、恩河が三司官座喜味を誹謗・讒訴したという情報をもたらした人物であり、いずれもいふならば「事件」の火つけ役でもある。この二人が「糺奉行」に加えられた理由を東恩納は、「恩河等百万苦楚を加へ糺明するも、罪に服せざるを以、此の二人を加へて彈正の任に当らしめたるなり」としている(同書、一三九頁)。要するに、あくまで恩河らに罪状を認めさせるために、二人を糺明奉行に加えたというのであるが、証人に立つべき人物を裁く側にまわしてまで、「糺明」を続行しようとしているのは、明らかに常識的なルールを逸脱した政治裁判である。そうしてまで「糺明」しなければならなかった理由は奈辺にあったか。

第五、この「事件」では、嫌疑を立証する証拠が何一つあがっていない。恩河親方に係る座喜味誹謗の「落書」にしろ、鹿兒島における讒訴にしろ、また、小禄親方に係る「三司官内意の書状」にしろ、その他、うらづける証拠証跡は何もない。あるのはただ牧志の供述と、聞役新納太郎左衛門からの照会（問合）、および摩文仁や宜野湾がもたらした情報だけであり、これとても所詮「風聞」にしか過ぎない。証拠がなければ罪の確定はできない。これは裁判の鉄則であろう。「自白」に追い込んで「証拠」を引き出すために拷問がくり返されたのだが、恩河も小禄も、その責め苦に耐えて罪状を否認し続けている。糺明する側でも「事件」をいかに終結させるかで意見が二つに割れた。徹底糺明を主張するグループと、「疑の情犯」（「罪の疑わしきは軽きに從う」）の原則を適用して、穏便に落着させようとするグループと。この両者の間には大きな隔たりがあり、妥協の余地は見出せない状況にあったと推測される。裁く側のこの分裂の背後には何があるのか。

第六、この「事件」は屢述のごとく、恩河・小禄・牧志の三人が、いずれも現職を解かれ、ついで逮捕・投獄され、拷問のもとで取調べが続けられている。かれらは、なぜ裁かれなければならないのか。三人に係る嫌疑の背後には、共通に薩摩の権力（その出張機関が在番奉行所）が控えている。そのいわばエイジェントの役回りを演じたのが牧志であり、恩河であり、小禄もまたそう目された。つまり、蒸気船購入などの対外問題から、座喜味三司官の追い落とし、はては国王廃立の陰謀などの国内問題まで、かれら三人があらかじめ薩摩と示し合わせて計画したものであると見られたのである。ただし、この「事件」の糺明の過程では、表向き薩摩の諸施策の是非を正面に据えた議論は展開されず、もっ

ばらその代行者たる牧志らを叩くかたちで事態は進行している。

牧志・恩河事件後の王府内には、おそらく薩摩との関係維持に、ある種の気まずさ、不信任、警戒心がつきまともったものと想像される。島津斉彬の進取的政策を継承したと想定しうる明治政府のもとで、初めての慶賀使としてその正・副使に選ばれ、国王尚泰に代り「藩王」宣下の詔勅を拝領することになったのが、牧志・恩河事件での糺明奉行で、しかも徹底糺明を主張した伊江王子朝直（尚健）と宜野湾親方朝保（向有恒）であったこと、そして頑固派から「売国奴」と罵られることになったのも、歴史の皮肉というべきか。

最後に第七、薩摩の動向も大いに気になるところである。もともとこの「事件」の震源地は鹿兒島である。斉彬は市来を渡琉させるにあたって直筆の書翰（安政五年正月廿日付）を与え、その中で「三司官どもの善悪を船ごとに申遣わすべく候こと」といい、また、座喜味三司官の追放を命じたのだった（『石室秘稿抄書』『史料稿本』。いま『那覇市史』資料篇第二巻中の四所収 七九頁）。

それにしても、鹿兒島において座喜味を誹謗した廉で恩河を陥れる口実をつくつたのが、琉球館聞役・新納太郎左衛門の王府あての書翰（問合）であった。その新納は、かつて摩文仁親方・恩河親方を「磯御茶屋」に案内し、藩主斉彬と面談させたことがあった。おそらく斉彬路線を支持する立場にいたものと見られる。その新納が、なぜ恩河や、また小禄・牧志を陥れる策謀に荷担する行動をとったのか。しかもその新納は、「事件」後も（つまり斉彬死後も）依然としてどの琉球館聞役の地位にいる。

牧志・恩河にしても、また小禄にしても、もとはといえば職務上、薩

摩の政策に協力し、推進する立場にあり、そのことが裏目に出て今回の「事件」の最大の犠牲者に祭り上げられたのであるが、三人が投獄され、拷問のもとで悶絶しようとしているとき、薩摩はかれらのために何一つ手を打とうとしていない。

なによりも奇怪なことは、禁獄中の牧志を、獄吏や他の王府役人をだます形で、公然と連れ出し、駕籠で在番奉行所へ運んでいることである。表向き、牧志を通事として薩摩で使いたい、というのがその理由である。王府はあわてて、異国通事としてならば、牧志ではなく長堂里之子親雲上に代えたい、と長堂を伴って宜野湾親方が鹿児島まで出かけて歎願に及んだのであるが、先述のように牧志は鹿児島へ向けて航行中の船から海中に身を投じたため、その問題はこれで沙汰済みとなる。

牧志「救出」作戦ともいべきこの薩摩の謀略の真のねらいは何だったのか。牧志はいわば斉彬路線からはみ出して、必要以上に外国人と私交しているフシがある、とみられた(同上書、九三頁)。つまり、薩摩はそのことを直接確かめるためにも牧志を鹿児島へ呼びつけるとしてはいるのだが、あるいは牧志が存命していることで、薩摩の側に、たとえは市来や新納などに累が及ぶのを恐れて、殺害されたという推測も成り立つ。

それにしても、この「事件」は琉球王国が薩摩に対してどのような存在であったか、その地位のはかなさを否応なく見せつけた数々の出来事で満たされている。

(二) 喜舎場朝賢著『琉球三冤録』にふれて

喜舎場朝賢の『琉球三冤録』(以下、『三冤録』と略称)は、書名が示すように、恩河・小禄・牧志三人の冤罪(無実の罪)を晴らすべく書かれたものであろう。ただ、明確な執筆意図および執筆年代は不明であるが、一九〇〇年(明治三三)十月に牧志親雲上朝忠の次男朝昭の依頼で、「亡父牧志朝忠復祿の儀に付請願」書を起草し、関係書類等を添えて沖縄県庁に提出の段取りをしていることに鑑みると\*、同じ頃か、あるいはその前後のある時期に書かれたものであるのかもしれない。

\*「請願」書と関係書類は、いま喜舎場朝賢の『東汀随筆 続編』第一回に収録されている。

牧志・恩河事件を真正面から取り上げた著述としては、本書に勝るものを私は知らない。分量にすれば四〇〇字詰原稿用紙の三五枚位だが、「事件」の発端から審理の経緯、判決に至るディテールが看取できる。

本書を書くに当って喜舎場はここに紹介した「牧志恩河一件調書」および同じく「口問書」を十分利用したものと思われる。また、この「調書」や「口問書」の記述には出ていない事実関係も織り込まれており、何よりも三人の冤罪を確信し、その無念を哀惜する脈動さえ伝わってくる著述である。いまその中から、ここで紹介した史料からはおぼろげにしか見えてこないいくつかの点を取り出し、「事件」の経緯を理解する手がかりにしたい。

何よりも「事件」の発端についてである。これまで述べてきたことと多少重複する所もあるが、この点に関する『三冤録』の記述を引いてみよう。

当時、摩文仁親方賢由なるもの、在番官と為りて鹿児島に駐在す(在番は今の外国領事官の如し)。新納氏即ち座喜味の非行を恩河

に探問せし頼末、及び座喜味の後任上申の際、小禄三司官が陰に薩官へ賄賂を贈り、次票者なる伊是名に命ぜられんことを密願したとあり、と語る。摩文仁之を聞き大に憤懣したり。適々幕府將軍継統を奉賀するの正使伊江王子尚健、副使与那原親方良恭、鹿兒島に渡来するに遇ふ。伊江・与那原の旅館に来るや否や、摩文仁迎えて伊江の手を執り、啼泣して以て新納氏が語りし小禄・恩河の事を逐一吹聴したり。伊江等は事の意外に出でたるを驚き、此事重大に關するなれば、我等帰国の後、新納氏一己の署名の封書を以て球庁に報知せしむるを約したり。凡そ球庁へ報知の文書は、聞役と在番と兩人連署する規定なるも、此事隠秘に属するを以て、聞役一己の署名を要するなり。〔琉球見聞録〕と合本、一五七―一五八頁)

要するに、恩河の座喜味誹謗、および小禄の三司官選挙からむ贈賄・密願、この二つの情報が聞役の新納から摩文仁に伝えられ、摩文仁はそのことを当時鹿兒島に来ていた伊江王子と与那原親方に話し、さらにそのことを新納の署名入りの書状で琉球王府へ知らせる、という手はずが整ったのである。新納の書状(問合)は、一八五九年(安政六、咸豊九)三月下旬、「唐の首尾使者」として鹿兒島に派遣されていた宜野湾親方朝保によってもたらされ、王府へ提出された。同じ頃、飛脚使としての任務を終えて鹿兒島から帰国したばかりの与儀筑登之親雲上からも、摩文仁が鹿兒島で小禄を誹謗したという情報が直接小禄に伝えられたが、小禄は意に介しなかったようだ。こうして「事件」の導火線に点火された。

恩河と摩文仁は仲が悪かったらしい。

その辺の事情について、『三寃録』は次のようなエピソードを伝えている。

摩文仁・恩河曾て薩公の席上に在り、公、床上の支那地図に対し、摩文仁に問ふ。「シンコウ」の路は何よりすと。摩文仁答ふること能はず。「シンコウ」は進貢なり。球人支那音を通用し「チンクン」と言ふ。故に摩文仁之を曉らず。恩河傍より、福州より入りて浙江・蘇州・山東を過ぐ、と図を指して答ふ。摩文仁靦然慙を抱く。他日、公、子を生む。兩人を招宴す。恩河祝詩を呈す、吐囁最も雅潔、公の欣賞を受く。摩文仁学なし、亦深く慙づ。故に深隙を為す。(同書、一六九頁)

二人が新納に伴われて「磯御茶屋」を訪れ、太守(薩藩主島津斉彬)と面談していることは『異国日記』にも見える(『史料稿本』安政四年八月廿九日、いま『那覇市史』資料篇第二巻中の4、七三頁)。斉彬の前で「学がない」ゆえに摩文仁は二度も恥をかかされた形となつて、内心恩河を妬んだにちがいない。上の記事にすぐ続けて『三寃録』の著者は、「新納氏が告発も、焉んぞ知らん、之を嚼すに重貨を以てするの教唆に非らざることを(世人之を疑ふもの実に尠らず)」、とコメントを付している。つまり、摩文仁が新納に対し賄賂を使ってそそのかし、恩河・小禄を陥れる書状を書かせたにちがいない、世間ではそう取り沙汰しているものは実に多い、というのである。

摩文仁にはさらに疑わしい事跡があった、と『三寃録』の著者は別のエピソードを伝えている。すなわち、摩文仁は恩河が獄で取調べを受け

ているさなかに、首里士族花城某なる「無頼漢」を使って、恩河による座喜味讒訴を言いふらせた形跡がある、というものである。平等所大屋子（取調役人）が花城を呼出し糺問したところ、自分が捏造した誣言であることを自白するに至った。『三冤録』の著者は、花城は「常に摩文仁に親近」していたとして、その行為を大屋子らの感想を引きながら次のように述べている。「大屋子等謂ふ、是れ真の狂漢なりと。是れ幾平<sup>はと</sup>んど摩文仁が教唆したるに非ずやと疑ふのみならず、頗る認むべき事跡もありと雖も、上席の人を繋連せしむるを憚り、之を置きて問はず其まゝ之を放免したり」と（同書、一六四頁）。

もう一つ、本書は三人の冤罪をそそぐために書かれた。先記のように著者にはこれとは別に、遺族の依頼で牧志朝忠の名誉回復のための請願書を起草している。本書でも、牧志が一時脱獄して家に逃げ帰った際、家人に与えた遺書に、「我れ未だ曾て小禄の囑を受けて三司官選挙干渉せしことなし。今之を承認したるは一時の権を用ひたり」とあるのを紹介し、「拷問の残酷に耐へず」、「一時の苦楚を免るゝ」ために、「自白」したのであろう、としている。さらに牧志の獄中での心境を詠んだ詩に、「奸計流言世を惑わすこと頻り、端無くして乱を唱え良人を陥らす。是非黑白誰かよく弁せん、只だ蒼天を呼びて涙巾を湿す」とあるのを紹介し、「牧志の心事、察するに余りあり」としている。そして「牧志は固より罪なし。其遺書遺吟、及び小禄の自首せざるに徴して明亮なり」と判定している。

その小禄について最後に触れなければならない。小禄の人柄について『三冤録』の著者は、「豪爽潤達、酒を嗜み放誕にして、胸中城府を設けず」と評している。胸中城府を設けず、とは、誰とでも胸襟を開いて

つきあう、という意味であろう。その小禄が免職、ついで投獄された年月日のところに、こう記されている。

同年（一八五九）五月九日、小禄三司官を免職す。此日天曇り地震三回す。

同年七月十八日、小禄三司官を獄に下す。此日地震数回、大雨盆を傾くるが如し。

また、「伊江島照太寺へ五百日の寺預」の判決の記事にすぐ続けて、小禄は満腔の悲憤に堪ゆべからずと雖も、訟訴上告を為すべき所なく、冤を含み屈を吞んで伊江島へ渡航して処分を受たり。

これらの記述には、『三冤録』の著者の小禄に対する痛惜の念というか、哀感がにじみ出ているように思う。天も怒り、地も哭す、小禄の無実が天地がお見通しだ、と言わんばかりである。

ついでに付言すれば、この「事件」の中心人物は牧志親雲上朝忠・恩河親方朝恒・小禄親方良忠の三人である。したがって「事件」名も「牧志・恩河・小禄事件」とでも呼びそうであるが、後世には「牧志・恩河事件」と通称されている。「牧志・恩河・小禄事件」でなく、「牧志・恩河事件」と呼びならわしてきたのには、それなりの理由がありそうである。結論的に私見を言わせていただくと、小禄はまったくの無実であり、その冤罪を痛惜する当時の人士の同情が、「事件」にかれの名を冠することを意識的に避けさせたのではないか、ということである。

むろん、他の二人についても、冤罪の色が濃厚であり、喜舎場朝賢があえて『三冤録』を著わしたのも、三人に着せられた冤罪を嗅ぎつけ、それを雪ぎたかったからにほかならない。『三冤録』の著者の小禄に寄せる感懐は、なかでも格別であり、それはまた当時の大方のそれでもあ

ったのではないか。せめて「事件」の呼び名から小禄を外すことによって、裁いた側に痛棒を加えた、と見られないだろうか。\*

\*拙稿「牧志・恩河事件」(『那覇市史』通史篇・前近代、所収)参照。

以上、伊江文書として残る牧志・恩河事件関係の記録を紹介し、あわせてこの「事件」について若干私見を交えて「解説」を試みた。ここに紹介した諸文書は、この「事件」に関する根本史料であるが、残念ながらおそらくその一部分にしか過ぎない。

たとえば、「小禄親方口問書」(史料二のA)は途中で切れていて、明らかに後半が欠落していることがわかる。「小禄親方調書」(史料一のI)によれば、小禄に対して「拷問拶指都合十二座責扱」とあって、かりに「座」が「回」という意味であれば、小禄は十二回の拷問を受けたことになる。拷問のもとで「口問」(供述)が筆記されたと想定すれば、先の小禄の口問書には八月四日から十一月五日までの間の六回の記録が残っているから、あと六回分の記録が欠落していることになろう。

同じように言えば、恩河に対しては「拷問拶指かわるがわるこれまですべての尋問に十六座責扱」とあり(史料一のA)、そのつど「口問」(供述)が筆記されたと考えられるが、恩河に関しては「口問書」が見つからない。

また、すでに指摘しておいたことであるが、「糺明官の意見」(史料一のL)で批判の対象に据えられている徹底糺明派の意見である「与名城書面」および「摩文仁親方・宇地原親方書面」を今見ることはできない。さらにいえば、この「事件」に対する判決文が残っていない。\*

\*判決の内容を伝える文書として、たとえば次のようなものがある。

「小禄親方、恩河親方、牧志親雲上等一件糺明相懸、去年(万延元)一八六〇)十二月罪分御議定相成、牧志は三司官致内意候不届付、八重山嶋に十年流刑、小禄親方にも三司官為致内意段牧志申出候得共、小禄には右様の儀曾て無之、兎角牧志より小禄名を仮り為致内意積と申出、夫々張合相成、外ニ引当可相成証拠証跡無之付、疑の情犯を以照泰寺に五百日寺入被仰付、恩河は座喜味親方一件何方の尋にても、不有之事は屹と可弁取の処、其儀無之ニ付、久米島に六年流刑の筈候得共、死後故御沙汰無にて、位取揚被仰付、且又下儀保村次男花城里之子親雲上には、自分の名目宜敷相成と、大臣等に相懸大事の虚説申触候不届付、渡名喜嶋に三年流刑被仰付置候、為心得申越候間、若御役人衆より御尋共候は、右の跡を以可被申上候、此段致問合候、以上」(文久元年正月十日 三司官与那原親方・池城親方・譜久山親方より鹿児島在番安村親方宛て照会。『史料稿本』、いま『那覇市史』資料篇第二巻中の4 九二頁)。

ちなみに『琉球三冤録』によって、「判決」の内容を若干補足すると次のようになる。

①恩河親方〓久米島へ六年間の流刑(ただし、恩河は一八六〇年閏三月十二日獄中で死去。『三冤録』では恩河に対する刑の宣告はその前年の十二月三十日とする。久米島への船便がないため獄中に留置されているうちに、疲労困憊がもとで重病となり死去したとする)。

②小禄親方〓伊江島照泰寺へ五〇〇日の寺預け(寺入ともいう。小禄に対する宣告は一八六〇年十二月)。

③牧志親雲上〓久米島へ十年間の流刑。ただし薩摩へ逃走のおそれありとして、終身禁獄とする。(のち一八六二年薩藩の命で保釈の上、鹿児島へ連れ去られる途中、七月十九日、伊平屋島沖で海中に投身自殺と伝う)。

このように、ここに紹介した史料は「事件」の全容を解明するには、不備なものであるが、「事件」の輪郭はこれによってほぼ明らかになるのではないかと思う。今後さらに琉球側の関連史料の発掘はもちろんのこと、薩摩側の記録の中からも関係記事を見つける努力が必要であろう。たとえば、『鹿兒島県史』第三卷（二八二頁）に、安政五年（一八五八）二月廿九日付の島津斉彬から島津久宝宛の書翰が写真版で収録されており、文字が小さくて判読しにくいのが、それでも「座喜味事も病氣ニ而退役願出シ申候、代り野村と翁長兩人之内ニ可申付、しかし此節主人柄第一ニ候間、当時取調中ニ御座候」と読める\*。三司官座喜味の退役、その後任者の選定のこと、薩摩の内部で、しかもそのトップのところでの関心事として浮上していた事実をこの記録は伝えている。

\*もともとこの記事は、鹿兒島県維新史料編さん所編『鹿兒島県史料』斉彬公史料 第三卷（昭和五八年一月刊、五二頁）にも収録されている。

この史料を紹介させていただくにあたっては、沖縄県立図書館の宮城保氏には種々便宜をはかっていただいた。また、金城功副館長および安仁屋以都子氏には史料解読の上で貴重なご教示をいただいた。この場をかりて御礼を申し上げます。また、かなりのページ数を割いて本史料を紹介する場を与えていただいた『歴代宝案研究』編集子に感謝したい。





【史料紹介】 伊江文書 牧志・恩河事件の記録

史料一 牧志恩河一件調書

A 恩河親方調書

恩河親方事去巳年上国之節聞役新納太郎左衛門殿に申候も三司官座  
喜味親方事當時

国王様御幼年王子衆ニ後御若輩余之三司官新役勝故座喜味一分權威  
を振ひ一統齒をかミ居候就而も御国元より御沙汰共御座候へ、別而  
仕合之御事候間太郎左衛門殿ニ而御役人衆に通し上候様取計度段申  
ニ付座喜味夫程之人躰与え見及無之候処其通候哉得与相考何分可仕  
段致返答至極不審ニ存摩文仁親方は恩河人躰之様子相尋候処都而之  
嗜も宜相見得候得共何歎実意立兼候儀共有之哉ニ見受居候段承其後  
恩河相逢先達而承候座喜味親方一件も太郎左衛門殿職分ニ而無之御  
役人衆に通し上候儀断之段申入候処夫より山田壯右衛門殿御宅度々  
致出入模様相見得兎角右一件讒言為致積其外恩河仕向不宜儀共太郎  
左衛門殿問合并宜野灣親方委曲申含越且右一件嘉味田親方より里問  
合有之諸官御吟味之上及  
言上糺方被仰付問届候次第左之通

恩河親方

右問届候処申披候も去巳年六月帰唐船逢災殃返上物打捨候御断并竿銅申

請等之御使者被仰付八月七日那霸川出帆同廿九日前之濱上着早速より御  
用筋取付聞役同伴豊後殿御宅参上御玄喚に扨居候時間役より里座喜味親方  
事大和より里壳物積下候得も態々焼酎垂方禁止申付積掃させ且砂糖敷取  
細々百姓為及迷惑且諸士せり詰為及難儀候段御聞通相成候間実成申聞候  
様尋有之飢饉ニ付而も無是非焼酎垂方禁止申付候節も有之萩敷手広相成  
候而も杣山之不為相成蔵方難渋ニ付而も余計之費取細候向ニ而態々諸士  
為及迷惑候儀ニ而も無之段致返答追而豊後殿逢上罷掃其後聞役自身詰宿  
に参座之印与相認候書付手前ニ持ち一方ニ而見候而申候も先日相尋候座  
喜味一件兼而上国之異国方役より里委曲御聞通相成館内に後御聞合相  
成居候間無遠慮申聞候様尋有之候処大臣之事御尋も御免可被下扨与申先  
日同様之返答形ニ而申迦其後聞役宿に参居候時先達而相尋候座喜味一件  
も一朝一夕之故ニ而も無之兼而より里細々御聞通相成居候付恩河致上国讒  
言為致筋ニ而も曾而無之候間何れ有筋申述候様ニ与申返すく右之三事  
尋ニ付座喜味与え兼々中も悪敷有之終ニ尋ニ応し大和より里壳物積下候得  
も焼酎垂方禁止申付積掃させ且萩敷取細々百姓為及迷惑且諸士せり詰及  
難儀居候次第弥尋之通不相替段致返答其以来何分沙汰無之且聞役同伴ニ  
而摩文仁親方一同山田壯右衛門殿御宅に参竿銅申請之御訴訟相濟候御礼  
申上恩河ニも園田仁右衛門殿より里之伝言申上度申上候付摩文仁聞役も先  
達而罷掃右伝言之趣も仁右衛門殿事疏人多人致致取合候付而も逢讒候儀  
も難計はも段々被頼懸屹与断も罷不成致付合事候得共御故障筋可相成儀  
も曾而仕出不申候間御懸念被成問敷尤長々之滞在暮兼居候間早々帰帆之  
方御取計被下度趣申上候付弥讒も為有之事候仁右衛門殿ニも産物係扨に  
動通之思召候処帰帆を願居候哉与被申候付兎角願望之答ニも候得共長々  
之滞在故中渡之上重而罷下候儀を奉願答与申上候付被聞召置候段被仰聞

濟而座喜味一件最初聞役に為致返答事々先達而聞役より里為通半何分御尋無之異国一件固滯いたし候段御聞及之由御尋付成程かたまり候段為相答由申出候付座喜味親方讒害之儀上国之上恩河より起して聞役に為申聞積且恩河家内より取揚置候書付之内壯右衛門殿返札ニ人々不取寄様ニ与之趣致承知候段相見得候上と異国一件自分より里取起し右外ニ段々為申立積且座喜味を讒し候儀恩河一身之所行ニ而無之前廉御当地ニ而人数組合飯屋方に貫キ御側向に讒状差遣させ上国之上聞役より里之尋を右讒状を以糺合形ニ而可有之実成申出候様段々問詰拷問拶指引替是迄都而之尋ニ十六座責扱致穿鑿候得共聞役より尋之砌最初に申迎り終尋ニ応し致返答且壯右衛門殿に茂仁右衛門殿伝言又逢尋為申上事茂前文通不相替兼而より里人数組合飯屋方に貫キ座喜味讒害為致儀曾而無之旨申出居候如恩河事当三月末比より里根氣不足相成段々致養生候得共其詮無之漸々気分相廢当閏三月十二日相果申候

#### 附

一牧志申出候と鬱金一件之御訴訟書面迄ニ而相濟申問敷恩河御訴訟御使者ニ而上国の方ニ撰政三司官衆に申上呉候様恩河より里正右衛門殿に頼有之且座喜味親方一件正右衛門殿太郎左衛門殿に色々讒し及御聞被蒙

御不恭候処右一件正右衛門殿に恩河ニと大臣之事御尋を御免被下度聞役等に申迎り此段御聞通ニ而

御惑心為有之段於琉球相咄呉り候様頼有之最初と牧志等に茂其通咄承居候処実ニ讒害為仕筋後以正右衛門殿より里承り尤右御訴訟御使者撰政三司官衆に申上呉候様ニ与之段と牧志居合之上ニ茂正右衛門殿

に頼入候を承右式大臣之事御尋を御免被下度為申迎段々咄承此段々序次第御座に茂申上呉候様恩河より里為申由牧志申出候付恩河問届候処去々年御物奉行被仰付鬱金一件御訴訟之書付譜久山殿内那覇宿ニ而正右衛門殿入内見候折正右衛門殿より里御訴訟御使者恩河差登候様譜久山殿内に申上候と恩河ニ茂居合之上為承事候得共恩河より里右御使者正右衛門殿ニ而撰政三司官衆に申上呉候様為頼入儀と無之且座喜味殿内一件実々致讒害於琉球ニと大臣之事御尋を御免被下度為申迎形ニ相咄呉候様正右衛門殿に為頼入儀も無之正右衛門殿事磯御呼之時初而相逢聞役に茂釣合之上一度砂糖焼酎持参ニ而見廻ニ参り候処不相逢一度聞役一同詰飯屋に相催夫より里同船ニ而罷下船中ニ而何之沙汰茂無之候処去已十一月ニ而茂為有之候哉恩河結願之為山原に差越罷登候後正右衛門殿相逢候折咄之趣と壯右衛門殿太郎左衛門殿より里座喜味殿内一件尋之趣すりぬけ々ニ而不申上段と

#### 御聞通相成

御惑心為被為在次第兼城親雲上居合之上承帰りすら松堂親方宿に参後之証拠ニ茂可相成与咄聞猶且御座御三人に茂申上置候次第ニ而正右衛門殿鬱金一件之御使者撰政三司官衆に申上呉候様且座喜味殿内讒害不致方ニ為頼入次第茂無之正右衛門殿事仲里筑登之上国一件より里不中相成兎角其鬱憤を以右通為申積与申出候付牧志対決させ候得共右通正右衛門殿に一生之大事頼入置候ハ、正右衛門殿申立まいつれニ茂応し可申之処無其儀御用筋ニ付而茂度々致言張正右衛門殿氣受相損たる事茂段々有之是以右事々正右衛門殿頼入不申証拠之段申出最初と座喜味為致讒害次第白状無之候処終ニ壯右衛門殿太郎左衛門殿尋ニ応し本文通為相答次第申出居候

一 恩河親方上国之節故座喜味親方讒害一件太郎左衛門殿問合ニ本本文口書之通太郎左衛門殿ニ差向讒したる趣意相見得恩河相糺候得ニ太郎左衛門殿より及三度逢尋問終ニ彼尋之事々弥其通与為致返答由ニ而太郎左衛門殿問合与ニ相わくニ候処恩河上国前座喜味親方一件館内ニ御尋為有之事候得共弁取何之御沙汰ニ無之候を恩河上国仕候付又々為取起次第ニ而前廉恩河等より里人数組合仮屋方に貫キ御側方に讒状差遣さセ恩河上国之上ニ糺合形ニ而可有之与摩文仁親方被申候付此所段々責扱致穿鑿候得共右様之儀毛頭無之段達而申出候恩河上国仕起して致讒害候与太郎左衛門殿依尋致返答候与ニ張本従者之差分相出来且嘉味田親方及太郎左衛門殿より里聞取之事々問合仕置候処彼問合ニ先嶋に拝借錢之内為分取段相見得候御物奉行方相尋候得ニ先嶋に拝借錢恩河為分取儀無之段承太郎左衛門殿問合并同人より嘉味田に通達之内ニ及都合不致儀差見得申候

### B 恩河親方奉公人等調書

故恩河親方奉公大中村次男当歳二十八 仲村渠筑登之  
同人供金城村嫡子当歳二十一 賀敷子  
同人供渡地村次男当歳二十二 我如古仁屋  
恩河里之子乳母当歳四十六 つら  
下儀保村嫡子豊平子母当歳三十五百姓素立 なへ  
故恩河親方娘乳母当歳四十一 まか

右者去辰年末比恩河親方宅に人々相揃何歎密事を為談哉宮仕及女共

為仕由且恩河御役御免之後彼宅に大名方為致出入由且去年三月宜野灣親方大和より里帰帆陸通之砌大名方之様成者三人晩方醉狂躰ニ而恩河経塚之屋取より里出為申由右旁之風聞為穿鑿右面々牢込を以人別問届仲村渠ニ及恩河大和ニ而之挙動をも問届候御物奉行方去辰年八月より恩河親方奉公仕一ヶ月ニ六升飯米被相与昼夜詰込嫡子恩河里之子読書相教去己年恩河御使者勤之時日帳方ニ而一同上国仕親方ニ及山田壮右衛門殿など御取合三四度彼御宅参上其内一度及園田仁右衛門殿伝言申上候間他人抔御取寄不被成様ニ与之趣意等書付手紙仲村渠相認差遣候御物弥其心得之段返札為有之儀ニ存候得共座喜味親方一件恩河より承儀一切無之且恩河御奉公留被仰付候以後恩河宅に大名方被罷出候儀及無之段申出且つら申披候ニ恩河親方御客来之節及供之者共より里宮仕相勤いつにても女共為致宮仕儀及無之且恩河御奉公留以後由緒方并奉公人共及彼宅被罷出右外及伊志嶺里之子親雲上糸嶺親雲上親方従妹之夫仲村渠親雲上各一度及見廻ニ被罷出候御物大各方恩河宅為致出入儀無之御奉公留以後屋取に恩河為参儀及無之段申出余之面々ニ及問届口柄不相替申出候御物及無之且恩河御奉公留被仰付候得共右申出通不相替旨達而申出右面々越度之稜無之候間御沙汰なしニ可被仰付候

### C 恩河親方与力伊志嶺里之子親雲上調書

赤平村嫡子当歳四十七 伊志嶺里之子親雲上

右者恩河親方与力ニ而上国之時大和ニ而恩河より里座喜味親方讒害一

件為存知積且恩河御奉公留以後ニ其彼宅為參由子細為有之積与牢込を以問届候処去巳年恩河御訴訟御使者之時与力勤ニ而上国為仕事候得共座喜味親方一件為承儀之無之且恩河御奉公留被仰付候段承一同上国等為仕事ニ而一度去見廻ニ參成行相尋候処猥ニ借錢ケ間敷有之由ニ而御奉公留被仰付段為承由申出候付大和ニ而座喜味親方讒害一件能存居且恩河御奉公留以後恩河宅立寄候儀いつれ子細可有之実成申出候様堅問詰終ニ拷問を以も致穿鑿候得共右申出通不相替旨達而申出是又越度之稜無之候間御沙汰なしニ可被仰付候

以上

咸豐十年 庚申 五月

#### D 小禄親方・恩河親方・牧志親雲上調書

小禄親方恩河親方牧志親雲上糺方之儀定法不拘風聞たりといへとも手掛り可相成儀共去屹与相糺候様被仰渡致穿鑿候次第左之通

一 御国許より蒸氣船御詔之儀御注文被仰付候へ、可相調段兼而小禄恩河牧志三人より進ミ上置候積与人別問届牧志申出候蒸氣船御詔之儀去々年七月御在番所より撰政三司官恩河牧志御用有之折節牧志去熱病相煩居候付撰政三司官恩河御參上被成候御奉行并市来正右衛門殿御出張蒸氣船御詔一件被仰渡左候而右御用去撰政三司官玉川王子恩河牧志七人ニ而取扱事広不相成様可取計旨御達有之候処小禄存寄を以右人数迄ニ而御請申上諸官落着不致儀候へ、不都合可相成可成程諸官に御達相成候様自然諸官に召広候儀罷成候へ、異国係之按司親方并十

五人迄去承候方ニ不取計候而不叶儀与御相談相成先以牧志より正右衛門殿内談させ都合次第書面を以御相談被申上筋ニ而書面等取仕立牧志より正右衛門殿内談いたし候得共落着無之ニ付御取止相成候処其後豊見城王子伊是名親方松堂親方川平親方宜野灣親方豊城親雲上崎濱親雲上嵩原親雲上右御用取扱被仰付度御国元は伺之考其内豊城崎濱嵩原に去御奉行迄御聞届右御用取扱させ余之面々去伺濟之上何分被仰付候段承富里親雲上去御取次一件ニ付御座より里取扱被仰付候去卯年玉川王子御上国之時ニ蒸氣船御詔被仰渡候付玉川王子ニ右一件取扱被仰付候段承知仕候其後正右衛門殿池城殿内に罷出撰政三司官玉川王子恩河牧志相揃蒸氣船御詔之手筋等御吟味為被成由申出候付兎角右三人より蒸氣船御詔一件兼々相進屹与御詔為相成積実成申出候様段々問詰候得共去卯年ニ御詔被仰渡置候を御断相成候処此節去

御意与申為被押付次第ニ而我々より里為相進儀曾而無之旨申出恩河等ニ去問届口柄致符合候

一 恩河親方事仮三司官被仰付管之段風聞有之恩河上国之時御内意相働置候積与恩河問届候処小禄親方宅に松堂親方自身寄合咄之時松堂より異国一件ニ付仮三司官相立管之取沙汰有之候与申ニ付小禄去我等不行足事共有之候所より世上件之取沙汰去可有之好キ次第与被申猶又仮三司官去恩河与取沙汰有之由松堂申ニ付左様之儀ニ而去有之間敷与致返答尤右次第去正右衛門殿口より里為出由候得共直ニ去不承由松堂咄為承段申出小禄問届候得去自宅に恩河等寄合之時仮三司官一件咄為承覚無之恩河松堂仮三司官被仰付管之風聞有之候段去真米里親雲上より里為承由申出牧志ニ去兼而正右衛門殿より里為承儀去可有之哉是又問届候得共右之咄為承儀無之旨申出且右一件恩河本宗之從嫡子豊平里之子親雲上問

届候処親方仮三司官被仰付筈之段云恩河肝煎人佐久本筑登之親雲上咄承弥其通ニ而候ハ、自身等ニ云与力相勤申筈与為心得居段申出佐久本問届候得云仮三司官之咄云右豊平より里承此段云西原間切平良村境内居住嫡子神谷筑登之親雲上証抛之段申出神谷ニ是間届佐久本申出通無相違与申出風聞之口先穿鑿難成兎角恩河より里内意相働右之風聞有之積与段云問詰候得共右様之儀曾而無之旨申出候

一 恩河事上国之砌山田壮右衛門殿聞役新納太郎左衛門殿に座喜味親方諭し置候上云座喜味親方を誹り落書仕置候云恩河等所為ニ而可有之与問届候得共右様之儀曾而無之旨申出何之証抛云無之上落書之儀落書人落書共ニ不捕出候ハ、不取揚律法之段云恩河ニ是能存知之事ニ而屹与穿鑿云難成事御座候

一 太守様御逝去之段御到来之後座喜味之党ひじを張候而云不相濟旨御飯屋より里被仰渡候儀小禄恩河牧志より里貫き候而右通被仰渡積与右三人問届候処蒸気船御買入御取返し為被仰付日ニ而是為有之哉撰政三司官浦添親雲上豊城親雲上嵩原親雲上恩河牧志等御用ニ付参上之砌

太守様逝去ニ付座喜味之余党勢を附候而云不相濟候間無左様可取計旨被仰渡里主所に被掃事書為致覚之段申出候付前廉右者共より里飯屋に致何角置候所より右通被仰渡積与段云問詰候得共左様之儀毛頭無之段申出候

一 牧志親雲上より里逗留仏人に御座御案内なしニ自物を以進物品相重ミ差進置候儀ニ付御吟味<sup>たか</sup>異国方より里右通進物品重遣令都合候儀好キ取計与被思召候処却而刑罰ニ当候由不成合段御沙汰有之兎角牧志より里段云相働右通御沙汰有之積与牧志問届候処去已三月比仏人より里鉄砲老丁代

錢三千貫文位之等被相与右之返物那覇詰役云より里云貫文程之品相賦表御方に御問合相成候処式百貫文程之品云ニ被相減余り少ク向羽難成多葉粉三斤煙草一組真岡布一反自物を以相重候筋其時御鎖之側兼城親雲上に相談之上罷下其時之那覇詰小禄親方奥平親雲上に是申談仏人に差進左候而表御方并御飯屋方に之御届云表御方より里之御賦付通那覇詰役云より里申上置候処奥平兼城に代合罷登右次第為相咄由ニ而表御方より里那覇詰役云に形行御尋相成兼城ニ云不存之段為申上由ニ而其時之日帳主取阿波根親雲上喜舍場親雲上より里書面差出候様被申付不及是非書面差出右次第存外之儀ニ而恩河逢取致談合不事立様取計度存彼宅参候処屋取に差越居候段承直ニ屋取に差越右之形行申聞小禄兼城致相談吳候様頼入同伴ニ而那覇に罷下右兩人逢取先以牧志より里差出置候書面

云取返兼城首里に罷登御断ケ申上候筋ニ致吟味兼城より里御断ケ被申上候得共不相濟尤飯屋に相洩候儀云最初之御届書御取替相成候付夫より里為相洩哉宮平親方園田仁右衛門殿宿に参居候時仁右衛門殿申候云牧志より里仏人に進物一件之儀小禄ニ云三司官名代兼城ニ是鎖之側右兩人差図之上品重置候付而云牧志ニ云不足無之且飯屋に之届云小禄兼城那覇詰ニ付而云兩人当前与申ニ付牧志事右進物重又云御当蔵倒り候一件ニ付相当之御咎目有之筈之段為相咄由候処其後諏訪数馬殿より里與那原親方喜舍場御用ニ付致参上候処牧志仏人に進物品重遣令都合置候儀云好キ取計与被思召候処却而刑罰ニ当候由何様之吟味ニ而候哉与御尋有之最初吟味云為有之事情得共央より里不及咎目筋片付置候段御返申上候処牧志罪科召行筋ニ而候ハ、

太守様御伺ニ不相成候而不叶候間御相談之上何分ニ是取計候様撰政三司官に可相達旨被仰下候付御沙汰なし為被仰付段申出恩河ニ是問届候得

去那覇に罷下小祿兼城為致相談形行牧志申出通不相替段申出候得共兼  
而恩河牧志より何角申込置候所より里飯屋より右通沙汰為有之積与堅問  
詰候得共右様之儀一切無之旨兩人共達而申出候

一御新政之内委祥恩河為致承知与相見得候付成行恩河問届候処右書付去  
正右衛門殿より兼城親雲上牧志自身三人に渡方相成候処右之内委祥与  
申去異国一件致固滞候而去不相濟時勢之弁別能く不入念候而不叶趣礙  
御茶屋に御呼之御

御意被成下候付是を委祥恩河承知与書記置候半右通書付去為被相渡事  
候得共御新政之事と委細致承知居候儀と而去無之旨申出候

附本文御新政之書付見届候得去恩河申出通時勢之弁別一件一点ニ委  
祥与相見得候

一去々年二月之比豊見城王子宅に正右衛門殿牧志恩河等相揃座之一方に  
寄合筆紙墨杯取寄其時宮仕茂牧志より相勤何歎密談之躰為相見得段風  
聞有之牧志問届候処去々年二月比正右衛門殿豊見城王子宅に罷出豊見  
城王子平良按司兼城親雲上恩河自身相揃酒肴等出相咄豊見城王子正右  
衛門殿と和哥を讀恩河自身と詩作杯いたし尤正右衛門殿よろひ仕立持  
下居候処人に着し候而見得不申由ニ而持登平良按司こまた髭茂立不申  
能可移与平良按司に着させいづれ茂に見せ是を合戦之時着用ニ而去無  
之諏訪ひたり与申官服晒布ニしふ形付置何歎急事之時去袖をしふり  
戦候杯与咄共為有之段牧志申出恩河ニ去遅参ニ而右よろひ致着候儀去  
見得不申格護之央見候処皮ニ而作置たる覚之段申出候付右揃之儀何歎  
子細可有之実成申出候様堅問詰候得共牧志ニ去那覇詰之時正右衛門殿  
依沙汰ニ一同罷登右人数寄合詩哥等ニ而相咄為申迄ニ而外ニ子細無之  
段申出恩河ニ茂問届口柄不相替申出候

附本文揃之時火とり湯杯次候茂牧志相勤密談之躰勝連按司宅二階ニ  
而奥平親方見得為申由候処奥平致口合候得去座之一方ニ寄合筆紙  
墨杯出候形去見得為申事候得共牧志より里致宮仕候儀去見得不申段  
申出候

一恩河親方役儀御免之後玉川御殿に一門御揃之管候処是を御取止相成玉  
川王子安村親方與世山親方小祿親方四人玉川御殿別荘に為相揃段風聞  
有之小祿問届候処恩河役儀御免之後奉公人召列末吉より里安謝多和田馬  
場之様致歩行候処玉川王子安村與世山御同伴先達而別荘に御出合被召  
呼候付差寄相咄追々椰子御取寄いづれ茂相給王子より里恩河成行御尋ニ  
付人を騙借錢杯仕置候段去御返答為申上覚有之候得共焼酎給過右外子  
細有之御咄為仕儀抑覚ひ不申段申出候

附去年四月御用談ニ付仲里按司宅に糺明奉行を始主取役人共揃之時  
與世山咄之趣去先日安村一同致歩行候約束ニ而候処玉川王子茂御  
一同御歩行之御咄為有之由ニ而追而玉川王子安村并王子奉公人山  
城里之子親雲上等御召列與世山宅に御立寄御同伴ニ而玉川御殿多  
和田之別荘に参り居候処其辺より里小祿被罷通候付被招呼椰子等出  
御咄之折玉川王子より里恩河一件小祿に御尋被成ふうさあ等被成か  
てらに度々被申候付終ニ小祿より里追々私茂倒り可申其時去みらん  
ぢゆも杯与申焼酎給過不覚之躰為相見得由尤夜入安村與世山ニ去  
先達而為罷帰段與世山咄有之本文御揃与申風聞去都合不致候  
一去々年十五人之内退役させ候様御飯屋より里御沙汰有之候儀小祿牧志よ  
里何角仕置候積与小祿問届候処去々年三月比ニ而茂為有之哉正右衛門  
殿より里極御内用申談度候問彼宿に罷出候様手紙到来参候処

太守様御意与申座喜味組合者共早々退役させ候様被仰聞候付只今退役させ

せ候而去一世奉公留之形ち追

上様御婚禮且十二月ニ是御位頂戴可致右兩度之内ニ是順々退役可罷成候  
間其通計與候様頼入且座喜味組合者与申志何かし〱ニ而候哉与相  
尋候処與那原親方摩文仁親方喜舎場親方阿波根親方浦添親雲上与申ニ  
付與那原御用致取扱候を見候得志組合者与志不相見得余之面ニ是自  
身目前ニ而志左様之躰見及無之段申候得共合点不仕十五人之名前書付  
其次ニ與那原摩文仁是相立喜舎場阿波根浦添三人之名前ニ是々与申星  
を廻し候付罷登其段志大里王子池城親方譜久山親方に是申上候段申出  
候付兎角小祿等より里前廉右五人致何角置候積与堅問詰候得共右様之仕  
形曾而無之旨申出候

附

一 牧志より喜舎場阿波根致掃除見せ可申与鳥小堀村嫡子神谷里之子  
親雲上承神谷より里奥平親方に相咄右次第奥平より喜舎場は為相咄由  
ニ而牧志問届候処十五人之内退役させ候様正右衛門殿より小祿に御  
達有之喜舎場浦添阿波根名前ニ星等為廻段小祿より里為承事候得共喜  
舎場阿波根致掃除見せ可申与神谷に申聞たる儀曾而無之至極存外之  
儀与申出候付奥平相尋候処神谷より右之咄承喜舎場は為相咄儀無之  
候を喜舎場ニ志右通被申候哉喜舎場に申聞事候ハ、阿波根ニ志別而  
同郷之同志ニ而弥相咄可申之処阿波根は可相咄儀是無之喜舎場対面  
いたし候而是不相替段申出神谷ニ是可問届与御用差遣候処中症相煩  
言語不通躰之由ニ而差扣居候処追而為相果段承外ニ手懸り無之候  
一 小祿等より里御飯屋方に義党賊党之分有之候段為申上由ニ而小祿問届  
候得共右様之儀御飯屋方は為申上儀一切無之旨申出候

一 荷蘭船致来着候ハ、

国王様御対顔之願申立候儀是可有之兼而吟味を以可申上旨御飯屋方より  
被仰渡候儀牧志等より里色々貫き居候積与牧志問届候処去々年三四月比  
御飯屋方より里追々荷蘭船来着可有之於江戸表是最早御目見等被仰付置  
事候得志

国王様御対顔之願申出候儀是可有之差当致吟味候而志事煩敷相成候間前  
廉吟味仕置候様御飯屋方より里御座并牧志に御沙汰之趣有之撰政三司官  
十五人其外諸官に是吟味之趣志御対顔願申出候ハ、国法之筋を以是難  
相断御当病形ニ而志異国人共御快氣之間可相待又志後月参り拜可申抔  
与申立候儀是難計候付先以断之趣志志亜米利幹人入 城以来驚怖被致  
御氣損ニ而御対面難成詔を以御断被仰達候方書面取仕立乍残念右之外  
断之趣意難相立段御断ケを以及

言上左候而小祿親方右書付持下御奉行并諏訪数馬殿島津帶刀殿御相談  
被成候処御氣損与申志於大和ニ志氣違者之事琉球志大和之御幕下此段  
志西洋諸国に是存知之事ニ而氣違者に政事を授候筋ニ而志

太守様御面目是不相立依躰ニ志御改革是被仰付

国王様御迷惑可被及御改革与志御相統替之事健成国王臣下として右式御  
氣損之詔を以御断被仰入候而志不本意候間御当病之形を以被仰入候方  
可宜段有之候付御当病之形ニ而志段々可差障詔被申上候得共御落着無  
之屹与吟味いたし候様致承知重而諸官に是及吟味候得共右之外詔筋難  
考付御氣損与書置候場志御病氣与言葉を替し最初之書面ニ提札を  
以重而及御相談候筋相片付置候中御飯屋方より里御用ニ付右書面小祿持  
下其時御座立ニ付差出候処御落着無之岩下清藏殿より里書付立消ニ而  
暑邪之形ニ相直し被相渡候付重而御相談不能成其通御請申上去々夏伊  
江王子摩文仁親方於御国元被御働候筋相成候処同七月蒸氣船御詔一件

御達相成右御用を最初撰政三司官玉川王子恩河牧志等に隠密被仰渡置候処

太守様御逝去之左右御到来之後御相統替之企為有之段風聞有之御対面一件ニ付右通御仮屋方より威有之引次蒸氣船一件隠密被仰渡候付このひづけより里御相統替之邪説為相時行積此段去々年十一月比浦添親雲上より里崎濱親雲上に咄為有之段茂崎濱より為承段申出候

一 正右衛門殿書状之内撰政一件之形行牧志ニ存知可有之哉与問届候処去々年八月比正右衛門殿咄之趣を總理官布政官漸と与現勤之方太守様思召之段御到来候得共当時異国一件事多現勤難成豊見城按司を總理官相心可致与被見受候代合為致候方ニ御座に茂申上都合次第可取計旨有之候付何楚之訳合茂無之直ニ代合為致候方ニ罷成本部按司何歟御使者勤ニ而上国等之節何分取計可宜哉与致返答此段御座に茂申上且琉球を撰政心添与申役目不相立候哉与尋有之右之役目不相立心添与申者何之事情哉与尋候処於御国元ニ何歟御用多相成候御家老衆之内御城代之下ニ心添与申助役被召立致補益候豊見城按司を右心添杯被相勤相心之人柄与被見受居候段咄承此段豊見城王子に茂為申上由申出候付兎角牧志等より致何角置積与問詰候処豊見城王子ニ八田喜左衛門殿より和哥被致稽古御人躰之次第喜左衛門殿より承由ニ而正右衛門殿ニ下涯より里時々王子譽上為申事ニ而正右衛門殿ニ王子に心を寄居為申答候得共為致何角儀は毛頭無之段達而申出候

一小祿親方一件或方より大和に讒状為差遣由玉川王子に小祿より里御咄為申上由ニ而小祿問届候処與儀より承候三司官内意一件逢違たる答与御咄為仕事候得共或方より逢違候与為申上儀毛頭無之旨申出候

右条々風聞又聞取之事々別冊小祿恩河牧志札明之砌一同相糺責扱等

を以致穿鑿候得共ケ条之通申出手懸り可相成証拠無之儘差通候様可被仰付候

以上  
咸豊十年 庚申 五月

E 名嘉地里之子親雲上・桃原里之子調書 (小祿親方関係)

下儀保村嫡子当歳三十五 名嘉地里之子親雲上  
上儀保村八男当歳二十六 桃原里之子

右者小祿親方御役御断以後一門使ニ小祿宅参居候砌仮与力潮平筑登之親雲上与力玉那覇筑登之親雲上与力足佐久川筑登之親雲上三人居合例外進物出為申段自分晰いたし候を為致側聞由ニ而召寄問届兩人申披候去々四月七八日比ニ而茂為有之哉小祿親方宅に仮屋方為致出入風聞有之表御方より一門に御取締被仰渡候付締向申達候為一門衆使ニ兩人小祿宅に罷出親雲上等相逢度案内させ与力詰座に扣居候砌潮平玉那覇佐久川三人居合折節書物読候声相聞へ候付当時柄左様之儀茂相慎させ候様申達且潮平より名嘉地に向ひくひなの事存外之次第老々不審之儀有之例外ニ進物差出置候与申ニ付左様ニ而候哉与申候折字江城親雲上より三番座に可参旨有之早速立寄宇江城相逢一門衆使之趣意申達猶又与力詰座に帰り一礼ニ而立出道すから名嘉地より桃原にかわつたもの為承与相晰為罷帰由申出候付去年九月摩文仁親方宅ニ而摩文仁并平等方役人より桃原尋之砌右之咄側聞為致形ニ申出翌十月名嘉地大和より帰帆之日通堂ニ而平等方役人より相尋候節同断側聞いたしたる段申出両人口柄致符合居候処何



様之儀ニ而御糺明之上ニ潮平より名嘉地に向右之咄為仕形ニ晴目筋相替り候哉与相尋候処以前ニ側聞之形ニ申出候処得与相考候得ニ潮平右之申分名嘉地に向ひ為申出無相違ニ付前文晴目筋間違相成候段去去年十一月十三四日比名嘉地摩文仁親方宅に參為申上段申出候

F 小祿親方仮与力潮平筑登之親雲上等調書

小祿親方仮与力汀志良次村嫡子当歳三十三

潮平筑登之親雲上

同人与力同村嫡子当歳三十七

玉那覇筑登之親雲上

同人与力足同村嫡子当歳三十七

佐久川筑登之親雲上

右面々牢込を以人別問届潮平申披候去去年四月七八日比ニ而為有之哉自身等小祿方与力詰座に罷在候砌前条名嘉地里之子親雲上桃原里之子兩人一門衆使之由ニ而罷出親雲上等相逢度案内させ其砌供之者書物を読候付名嘉地より当時柄書之声相響キ候而も相応不仕留置候方可然与相談有之尤之儀ニ而早速玉那覇より差留追而名嘉地桃原ニ去於三番座宇江城親雲上逢取為罷帰由且去年三月廿七日朝汀志良次村嫡子桑江里之子親雲上自家に參檀那志三司官内意為被致段大和より里申来昨日撰政三司官御揃ニ而候処檀那志出勤不被致事ニ被係此儀隱密取計候様ニ与之段申来由候間早々小祿に罷出御隠居之方取計候様承り自身ニ其前日迄忌引入ニ而小祿方出勤不致存外至極実事ニ候哉何方より里為承哉与相尋候処牧志より

為承段有之驚入其日隔日ニ付先以相役玉那覇召寄御出勤之様子承度桑江ニ差申達追而玉那覇呼来候付今日檀那御出勤為被成哉与相尋候処玉那覇ニ進物方詰所小祿別荘に直ニ罷出御出勤之様子不相分段申ニ付桑江より里為承形行荒増申聞早々殿内に參御出勤之様子何分申遣候様申達玉那覇桑江罷帰追而御出勤不被成段玉那覇より里知達有之自身差出勤いたし檀那逢上三司官御内意為被成段大和より里申来候由実ニ其通候哉与尋上候処何かしより里為承哉与被申候付桑江より里承桑江ニも牧志より里為承段申上候処三司官内意為致儀曾而無之牧志事昨晚此方に參候様申達置候処桑江に參候而此方に不立寄哉与致承知嫡子小祿里之子親雲上に桑江咄之趣申聞置候処追々濱比嘉親方牧志親雲上被參且池城親方御出檀那御逢御帰り被成候付子細承度晚方裏御座に參り追々次男小祿里之子親雲上玉那覇筑登之親雲上差參り御座奉行衆御出之形行尋上候処実ニ為致内意哉之御尋池城殿内ニ大和より里之御問合御持參右御問合ニ進物取添為致内意筋相見得尤内意之中使牧志為相勤段池城殿内より里承り候得共右様之儀曾而無之進物差遣置候ハ、いつれ其方等ニ存ニ而可有之牧志相糺候得おのつから可相分段致承知左候而一同焼酎給致帰家翌廿八日出勤其夜殿内に寝泊翌廿九日未明濱比嘉親方浦添親雲上御出檀那御逢御帰り追而檀那より里御役御断被仰付候間早々隠居願之書付相認差出候様被申付致下書檀那調部ニ入清書させ則日差出申候且四月四日比ニ而為有之哉桑江自身宅に罷出檀那志隱居迄ニ而無之後以御責扱を被仰付御吟味之由且此間岩下新之丞殿牧志宅に罷出檀那惜々咄為有之由牧志より里承候此涯牧志ニ付而進物差遣新之丞殿に致内意御責扱不及様ニ与之取計相成間敷哉座喜味殿内御隠居之時差御内意等為被成由牧志ニ桑江より里談合いたし候ハ、請合可申こおり方に格護之品無之候ハ、内原に

手嶋布杯可有之懷中ニ而成共可致持參旨相談有之こおり方ニ格護之品無之内原ニ手嶋布杯在合申間敷其上檀那ニ座喜味殿内与ニ相替諸官御吟味之上及

言上御役御断被仰付置候付而之今更飯屋方に内意等申込候而之不相濟致露頭候ハ、自身桑江牧志ニ及可及大事候間取止候方可宜旨申入候付桑江ニ尤之儀与申互ニ内談迄之事候間致他言間敷与口詰ニ而罷帰且同月七八日比ニ而之為有之哉石原十郎兵衛殿坂元権之丞殿兩人使与申十郎兵衛殿用頼與座筑登之小祿こおり方に参り庫理役人宮平里之子親雲上相逢檀那一件承来候様ニ与之使候間小祿里之子親雲上許田里主親雲上之間相逢度申ニ付兩人共不快之形ニ而相断候処十郎兵衛殿権之丞殿末吉辺に被参候ハ、檀那面会可相叶哉与申ニ付右様之儀曾而不相成段致返答為差帰由宮平より承居候処同十日比南風之御殿に一門并与力御用有之桃原里之子自身致登 城候処殿内は飯屋方為致出入風聞有之由ニ而奉行衆より御尋有之飯屋方為致出入儀無之前文與座筑登之參為申次第申上候処取締向入念夜詰之儀ニ自身等相動候様被仰渡候付右通御用為有之段檀那に首尾申上候処用頼為參居段ニ早速御首尾相成宜敷為有之与被仰聞尤節句等ニ付飯屋方より名札品物等到来之節ニ表御方は首尾申上且牧志御用係相成候後桑江自身宅に參新之丞殿より檀那一件牧志に惜み嘶為有之段且進物差遣致内意事能隠居之方取計候而之何様可有之哉与為申勸事候得共為相断段檀那に相咄候処牧志ニ談合之上与桑江為申哉与御尋有之此儀ニ承桑江より牧志致相談候ハ、請合候賦り与為申段申上候処桑江相談通進物差遣致内意候ハ、実ニ為致内意形ニ相成候処断置候儀相成之取計与被申候付右之次第公所に可申出哉与尋上候処是考次第御尋之節申上候而之可相濟哉与返答承尤大和より進物杯取添三司官御内意為被成

由ニ而至極存外之次第こおり方より進物品為出儀無之進物方より如何可有之哉与玉那覇兩人致穿鑿候得共双方より例外進物為出儀無之候処去年九月廿日比ニ佐久川筑登之親雲上與那原殿内本門前之道六男桃原里之子親雲上行逢互ニ挨拶いたし行過候処被呼帰摩文仁親方より何歟御尋之無之候哉与申ニ付其儀無之何迎右通申候哉与相尋候得共名嘉地里之子親雲上弟桃原里之子兩人一門衆使小祿親方宅に參居候折玉那覇佐久川自身三人居合自身より例外進物為出咄仕候を名嘉地等為聞付由平等方に御聞通相成此間弟桃原摩文仁親方宅に被召寄親方并役人居合御尋有之實成為申上由申ニ付右様之咄一切無之段為致返答由佐久川自身宅に參有之抑存外之申分名嘉地桃原兩人小祿に參居候砌ニ供之者書を読候を名嘉地依相談留為申外何之咄ニ不致候を右次第屹与差分不致不叶玉那覇を呼寄右之趣申聞如何様佐久川聞違ニ而可有之今一往桃原致口合候方ニ申談重而佐久川差遣桃原相尋させ不相替由候付弟桃原逢取屹与可致相談与自身佐久川度々參候得共留主之由ニ而逢取不申此上御一門衆に披露申上候共何分取計可致与相考居候内御用係為相成由申出候付名嘉地桃原事其方等より例外進物為出段不相咄候を作立候筋無之屹与実成申出候様段々問詰候得共右申出通不相替進物一件似合之咄ニ無之旨達而申出玉那覇佐久川ニ問届口柄不相替名嘉地桃原対決為致候得共互ニ張合を以申出候

附本文潮平玉那覇佐久川ニ一門使名嘉地桃原參合之時例外進物為出咄曾而不仕似合之咄ニ無之旨達而申出名嘉地桃原より潮平より名嘉地に向例外進物為出咄為有之段申出張合相成小祿庫理方取払帳進物帳を取寄見届候得共疑敷出無之其上名嘉地桃原晴目筋最初潮平玉那覇等たにかあ咄側聞為致形申出後ニ潮平より名嘉地に

向ひ為申与反復ニ而申出旁以潮平玉那霸可問詰手懸無之儘差通置申候

G 桑江里之子親雲上調書〔小禄親方関係〕

汀志良次村嫡子当歳五十一 桑江里之子親雲上

右者小禄親方御役御断之後仮与力潮平筑登之親雲上宅に参内意申勸置候次第為有之段潮平より為承由小禄申出候付召寄牢込を以問届申披候去去年三月廿六日之晚牧志親雲上自家に参漸之趣も小禄事三司官内意為被致段大和より申来今日撰政三司官御揃ニ而候処小禄も御出勤不被致事ニ被係此儀隱密ニ取計候様ニ与之段茂申来候由承翌廿七日朝右潮平宅に参り牧志咄之趣潮平に相達早々小禄に参り御隠居之方取計候様申達候処潮平ニ其前日迄忌引入ニ而小禄方出勤茂不致抑存外此儀実事ニ候哉今日ニ隔日ニ而候間先以相役玉那霸召寄御出勤之様子承度由ニ而追而玉那霸呼来御出勤之様子相尋候得玉那霸ニ進物方詰所小禄別荘に罷出御出勤之様子不相分候付自身為申聞成行潮平より玉那霸に荒々相達早々小禄に参御出勤之様子何分申遣候様相達兩人共潮平宅立出玉那霸も小禄之様参自身も致帰宅候然処廿八日諸官御吟味之上廿九日ニも小禄御役御断被仰付御吟味之趣牧志に相尋候得御役御免迄ニ而無之御断願濟之上も平等方に御引渡御責扱等を以御札ニ茂可相及之由且小禄御役御断二三日後異国方岩下進之丞殿牧志宅に参小禄も御役場より之御懸合ニ而候ハ、不及是非事候得共脇方内状を以今成御役御断等被仰付不便之至与惜々漸為有之次第承自身より茂小禄も檀那分ニ而難黙止四月四五日比ニ而茂為有

之哉潮平宅に参小禄も隠居迄ニ而無之後以御責扱を被仰付御吟味之由此間岩下進之丞殿牧志宅に罷出小禄惜々漸為有之由此涯牧志ニ付而進物差遣進之丞殿に致内意御責扱ニ不及様にと之取計も相成間敷哉座喜味殿内御隠居之時茂御内意等為被成由牧志ニ茂自身より里致談合候ハ、請合可申庫理方に格護之品無之候ハ、内原に也手嶋布杯可有之懐中ニ而成共可致持参旨申達候処庫理方ニも格護之品無之内原に茂手嶋布杯有合申間敷其上檀那ニも座喜味殿内与也相替諸官御吟味之上及

言上御役御断被仰付置候付而去今更飯屋方に内意等申込候而去不相濟致露頭候ハ、自身潮平牧志ニ茂及大事候間取止候方可宜与申ニ付自身ニ茂尤ニ存互ニ内談迄之事情間致他言間敷与口詰ニ而罷帰候尤牧志事最初小禄事係被致候段承候日ニ茂其方も係合無之候哉与相尋候得も不相拘段返答為有之事情得共世評惡敷有之候付念遣ニ存其後ニ茂亦不相拘候哉与相尋候処不相拘所より出勤茂被仰付候間致世話間敷旨承居候処存外四月十一日御役御断被仰付自身等に取締向等被仰渡候付牧志相達候得も中使為相動段も太郎左衛門殿問合ニ茂不相見得宜野灣親方口柄迄ニ而不相拘答与存居候を右次第存外之由承居候処翌十二日御用係相成自身等ニ茂込入居為申段申出候付潮平に内意為申勸儀牧志相談之上ニ而為有之哉与相尋候得も右一件牧志に為致相談筋ニ而も無之自分存寄迄を以為申勸段申出候付右式進物等差遣内意申勸置候上も牧志に茂相談之上ニ而可有之且牧志より里外ニ承居候事茂有之積与段々問詰終ニ拷問を以茂致穿鑿候得共牧志相談之上潮平に内意為申勸儀ニ而も無之外ニ牧志より里承居候事茂無之旨達而申出候然も小禄も諸官御吟味之上及

言上御役御断被仰付置候を其弁無之小禄之為大和人衆相懸致内意候様潮平申進甚不屈之旨叱付候処件之次第無調法之至恐入候段申出候

附去年三月廿六日之晚牧志桑江宅に罷出小祿事係一件申聞候節小祿に  
羨実成可告知哉与申談候処弥告知可宜与返答為有之由且小祿御役御  
免之後四月七八日比ニ而羨為有之哉桑江牧志宅に參り小祿より彼故  
を以野村牧志迄令迷惑残念之儀与潮平に咄為有之次第潮平相斷候を  
承り候与桑江為相咄段牧志申出候付桑江問届候処去年三月廿六日之  
晚牧志私宅に罷出小祿事係被致候次第相咄候時牧志より実成小祿に  
羨可告知哉之相談ニ曾而承不申且小祿より私故を以野村牧志迄令迷  
惑残念之儀与為申段潮平咄承り牧志に為相咄儀羨無之旨達而申出潮  
平ニ羨問届左様之咄小祿より承桑江に為相咄儀無之段申出候

以上

咸豐十年 庚申 五月

#### H 牧志親雲上調書

三司官故座喜味親方跡御役之儀御国法通人柄入札之処小祿親方より  
園田仁右衛門殿に上国之上ニ高札ニ被差置是非共野村親方に被仰付  
候様被相働度極内意申込置候趣市来正右衛門殿より里聞役新納太郎左  
衛門殿に内状有之右内意之中使ニ牧志親雲上為相働由宜野灣親方に  
伝言取添太郎左衛門殿より里問合有之且右一件嘉味田親方より里之問合  
ニ進物等為差遣段羨相見得諸官御吟味之上及  
言上糺方被仰付牧志小祿此程致穿鑿候得共左之通張合を以申出候付  
吟味之趣申上候

牧 志 親 雲 上

右問届候処申披候ニ去ル巳年十一月三司官故座喜味親方跡御役入札後  
御用案内ニ小祿親方宅參り候時小祿より野村人柄にて候得共度々人ニ  
被越不便ニ存候数馬殿仁右衛門殿ニ野村被伺答正右衛門殿ニ下涯  
何分様子不相分候間折見合野村人柄之次第相咄江夏十郎殿に通し上さ  
せ候様且仁右衛門殿に羨折次第致沙汰山田壮右衛門殿に通し上させ候  
様被申付其後正右衛門殿宿夜咄參居候折正右衛門殿より今度之三司官  
ニ誰ニ致評判候哉三司官方羨被致入札候哉且三司官方ニ誰を被見付候  
哉与尋ニ付多分野村之方致評判候三司官ニ入札不致小祿杯ニ野村人柄  
与被見付候江夏殿に通し上野村被伺度申達候処正右衛門殿ニ羨翁長親  
方人柄与見付居候其訳ニ羨翁長在番勤之時御訴訟事等之節物籠杯ニ而奉  
公肝厚且両先嶋之俗式毒蛇を殺候者ニ同船相嫌多年滞在之者罷在候処  
是又一同故郷させ候段

太守様被 聞召上旁被遊

御感心小祿親方三司官伺之時羨翁長与御沙汰為被為在御事候得共御家  
老衆より里段ニ被申上伺通相濟此後三司官明合之節ニ羨翁長に被仰付候筋  
御内定被為在候付正右衛門殿ニ羨翁長与見付候由承且仁右衛門殿相逢  
断之折今度之三司官ニ何某等致評判候哉与申候付小祿ニ野村可宜与  
被存居候右之趣山田壮右衛門殿に被通上度申達候野村人柄之次第ニ  
兼而聞合之上方より里羨承候付弥其心得之段申候処右方と申名前ニ  
不承尤右兩人返答之趣ニ小祿於別荘申聞候処正右衛門殿申分不落着之  
様相見得兎角仁右衛門殿等ニ前以小祿より羨為通置半与察入候且三  
司官伺之飛舟帰帆不致内寄船下着正右衛門殿申候ニ三司官伺之儀仁右  
衛門上国之上野村に被仰付度御内意相働暫御猶子之様相見得為申由候  
処最早相片付居候段江夏殿より里申来候由承此段羨小祿に為申聞由且去

年三月宜野灣親方帰帆同月廿六日御用案内ニ小祿ハ参夫より大里御殿譜久山殿内致参上候処池城殿内ニ御揃之段承り池城殿内ニ参上之途中大里王子譜久山親方拝候而御用之荒増申上池城殿内参上御用御案内仕右御用委細申上候為直ニ譜久山殿内大里御殿致参上候御書院ニ御参上之段承猶又別御用案内ニ小祿ハ参り大里王子譜久山親方ニ池城殿内ニ御揃夫より御書院御参上ニ而候御小祿ニ御様子無之候哉与相尋候御小祿被申候私月番ニ而何之御用先可承之御右御揃之次第何分様子無之上も自身一件杯ニ而有之間敷哉太郎左衛門殿ニ自身より書状差遣三司官為致内意段摩文仁親方より飛脚使與儀筑登之親雲上ニ咄之趣與儀帰帆之上兼城親雲上ニ付而知達為有之一件為致到来哉与驚嚇ニ而被申候付此間正右衛門殿仁右衛門殿ニ自身被差遣咄形之一件ニ而も有之間敷哉与申候夫ニ而も可有之哉形行承合申聞候様頼有之御用御案内がてらに譜久山殿内参上先刻御揃之次第尋上候御小祿より里正右衛門殿ニ三司官為致内意段聞役より里問合申来候由致承知晚方桑江里之子親雲上宅ニ参り桑江相逢右次第相咄小祿ハ実成告知可申哉与相尋候御知し候方可宜与申ニ付翌日登

城国学所月之調部ニ参り帰すら小祿立寄昨日之御揃御方より里正右衛門殿ニ三司官内意為被致段問合申来候次第為承段申聞直登

城則日右一件尋之為濱比嘉親方自身兩人御使ニ参り御方より里正右衛門殿ニ三司官内意為致段聞役より里問合有之候其通ニ而候哉与小祿相尋候御右様之儀無之旨返答有之猶又聞役より里問合等池城親方御持参御尋被成候得共同篇之御返答為有之由尤桑江ハ右内意之次第相咄候時并其後ニ世評悪敷有之候御自身等不相拘候哉与度々尋ニ逢何懸合無之所より里出勤被仰付事候間致世話問敷旨申達置候御追々御用係相成

病氣ニ付御預ケ之時右内意之中使為相動段桑江等ニ為申聞由且小祿御役御免之後四月七八日比ニ而も為有之哉桑江自家ニ参小祿ハ与力潮平筑登之親雲上ニ咄之趣私故を以野村牧志迄令迷惑残念之儀与為申由潮平より里為承段咄為有之由申出右ニ付進物杯差遣且右内意一件兼而相談人并中使為相動儀存知之者可罷在实儀申出候様堅問詰度々拷問拶指等を以致穿鑿候得共小祿申付折見合右次第通し候様ニ与之儀ニ而進物杯持参不致右一件兼而相談人ハ不承中使為相動次第存知之者罷罷在不申旨申出候尤牧志晴目之内小祿一件相発日（小祿一件相発日）の七字抹消さる——金城註）大里王子譜久山親方池城殿内ニ御揃御書院御参上之段小祿ハ申達候付與儀より里兼城承候太郎左衛門殿ニ書状差遣為致内意与之一件到来為致哉与小祿申ニ付夫ニ而可有之哉与為申段申出居候御後以正右衛門殿仁右衛門殿ニ牧志差遣咄形之事ニ而も有之間敷哉与為申達由申出最初之晴目与相替且小祿より里潮平ハ私故を以野村牧志迄令迷惑残念之儀与為申段潮平より里桑江ハ咄之趣桑江より里為承由潮平桑江ニも右様之咄一切無之旨兩人共申出且牧志病氣ニ付御預之節ハ嚴重御取締被仰付役人筑佐事共詰居一門親類共对面差留置候御預之時中使為相動段桑江ハ為申聞与之申出彼是晴目筋不都合相見得且小祿より里内意之中使申付置候ハ、右一件到来之上も俱ニ致世話取計向小祿致内談之御其儀無之是等之旁を以牧志ハ小祿名を仮り為致内意積与此所堅問詰拷問申付候御晴目向多有之候上多月過行寛達等ニ而前後過不足も可有之且内意一件到来小祿為参時迄も自身中使之段ハ相知不申小祿ニ御役御免被仰付自身ハ出勤被仰付候付而も小祿宅出入憚ニ存何之釣合ハ不致次第中使為相動段前文通少不相替段達而申出候

右問届申披候去去巳年自身ハ聞役太郎左衛門殿ハ三司官内意之書狀為差遣段飛脚使與儀筑登之親雲上上国之時摩文仁親方咄ハ有之由與儀帰帆兼城親雲上ハ咄之趣兼城ハ里承自身ニ去右様之仕形無之候ハ右通咄有之候ニ定而逢讒候積ハ存此段ニ池城親方玉川王子杯ハ御咄申上ハ自分ハ里不致候ハ、可相濟ハ与打過居候ハ去年三月宜野灣親方帰帆同月廿六日牧志御用案内ニ私宅ハ參罷帰後刻猶又御用案内ニ參申候ハ今日大里王子譜久山親方池城殿内ハ御揃夫ハ里御書院御參上ニ而候ハ自身ニ去何分様子無之候ハ哉ハ尋有之自身ニ去月番ニ而何之御用ハ先キ可承之ハ何分様子無之自身ニ而ハ去有之間敷ハ哉ハ右與儀為申ハ三司官為致内意与之一件為致到来哉ハ与申候ハ何分不相分段申ニ付御用之程牧志ニ而承合晚方參相知候様申達置候ハ為何様子ハ無之家内ハ差遣候得ハ桑江ハ為參由ニ而罷出不申ハ翌廿七日罷出昨日之御揃夫ハ自身ニ一件之由候得ハ共子細ハ不相分由ハ尤此儀牧志ハ里為相知ハ段ニ致口外間敷ハ与申罷帰致世話居候ハ追而濱比嘉親方牧志ハ兩人御使ニ參自身ハ里正右衛門殿ハ三司官為致内意段聞役ハ里問合有之候ハ其通ニ而候ハ哉ハ尋ニ付右様之儀無之段致返答候ハ重而池城親方問合等御持參形行御尋ニ付問合致拜見候ハ進物等為差遣段相見得ハ右中使ハ牧志為相動由宜野灣親方ニ付而伝言ハ有之候段御達ニ付右様之儀毛頭無之候間御糺方之上何分被仰付度池城親方ハ申上置候ハ翌ハ廿九日未明濱比嘉親方浦添親雲上被罷出御役御断可申上旨

御意被成下候段承知仕早速御断之書付差出為申次第ニ而自身ハ里為致内意儀會而無之進物杯差遣置候証拠有之候ハ、拜申度尤牧志ニ去自身宅ハ參候時ハ里事之子細能存知之事ニ而自身ハ里中使内意ハさせ置候ハ、共ニ致世話取計向幾重ニ内談可致之ハ右式存知之事ハ取隱致逃廻候上ハ去是ハ以自身ハ里中使不致証拠兎角牧志ハ里自身名を仮致内意候付正右衛門殿ハ里太郎左衛門殿ハ書狀差遣太郎左衛門殿ハ里右通問合仕置候積且ハ与力潮平申候ハ御役御免之後桑江里之子親雲上潮平宅ハ罷出岩下新之丞殿牧志宅ハ參自身ニ一件惜ハ咄ハ有之由進物杯差遣牧志ニ付而致内意事能隱居之方取計候而ハ何様可有之哉ハ与相談為有之事候得共為相断段申ニ付牧志ニ釣合之上為申哉ハ与相尋候ハ此段ハ不承由右相談通進物差遣致内意候ハ、自身ハ里実ニ為致内意筋相成候ハ為相断段ハ宜取計置候段為申聞由申出中使ハ一件牧志対決ハさせ候而ハ張合相成候付太郎左衛門殿ハ書狀差遣三司官内意仕置候段摩文仁咄之趣與儀ハ里兼城ハ通達承候付而ハ内意之執行無之候ハ、早速與儀ハ里細密承届候上太郎左衛門殿ハ問合差遣摩文仁親方ハ帰帆之上ハ屹ハ与取懸ハいづれ讒之疑相晴候様可致之ハ無其儀且内意之中使ハ牧志為相動段承候上ハ屹ハ与札願ハをハ可申出之ハ彼是之取計無之実ハ、内意為致積ハ与段ハ問詰候ハ與儀口上承讒之疑相晴候様取計無之儀ハ氣附不足相成候得共右一件与牧志中使を以内意為致与ハ之御糺牧志ニ去右通共ニ世話可致場を致候ハ、此所ハ明問相成候得共今度之御糺書狀差遣内意為致筋ニ而ハ無之牧志中使を以内意為致与ハ之御糺牧志ニ去右通共ニ世話可致場を致逃廻候上ハ去牧志ハ里私名を仮致内意候証拠且牧志中使之段承候を札願不申出段ハ不足之様ニ相見得候得共池城親方ハ里御尋之砌御糺之上何分被仰付度申上置候付其篇ニ而可相濟ハ与心得候上

御意重奉存何分願立不申段申出拷問搦指都合十二座責扱為致候得共右申出之通不相替旨申出候

附本文小禄より里間役太郎左衛門に書状差遣三司官内意為致段飛脚使與儀筑登之親雲上摩文仁親方より里承與儀より里兼城親雲上に相咄小禄兼兼城より里為承段申出候処三司官伺急ニ不相濟日込相成候儀也

小禄より里飯屋方に致内意内状差遣させ小禄相応不致段太郎左衛門殿より里極内承此趣書役嵩原里之子親雲上與儀筑登之親雲上居合之上摩文仁より里與儀に座切咄いたし候処小禄より里太郎左衛門殿に書状差遣為致内意筋趣意違相成是も小禄より里飯屋方に致内意内状差遣させたる由為申与之ひつけニ而可有之本文糺明之手懸りニも相成不申候付與儀ニも問届不申儘差通置申候

右之通相糺申候処小禄ニも牧志中使内意為致儀毛頭無之兎角牧志より里私名前を仮内意為致儀ニ而可有之与申出牧志ニも小禄申付ニ依り咄形ニ而為致内意儀無相違候得共進物等為相進儀也一切無之旨申出張合相成申候小禄より里進物等遣置候跡も可有之哉与彼進物方与力玉那覇筑登之親雲上こおり方与力潮平筑登之親雲上牢舎ニ而相糺候処例外進物等為差遣儀毛頭無之段申出帳冊又も書状手紙類を取揚相調部候得共何楚疑敷書留相見得不申候然も小禄より里三司官為致内意与之次第も太郎左衛門殿より里之問合にて候処右一件太郎左衛門殿も正右衛門殿より里承正右衛門殿も牧志より里承いと口も基牧志より里相起中使一件小禄より里申付候節も側ニ承居候者不罷居後以右一件外之者に為相咄儀も無之段申出専牧志一人之口柄相成尤牧志晴目ニ小禄故を以牧志野村迄も令迷惑残念之段小禄より里潮平承潮平より里桑江に為相咄与之儀実事ニ而候ハ、小禄問詰候証拠相成事候処右之咄無之段も潮平桑江問届口柄不相替牧

志晴目筋不束ニ相成重而小禄致責扱候手懸何分ニも難考付事御座候惣而糺向之儀証拠証跡を以致取扱証拠弱疑敷者も不取揚且別事之穿鑿より懸出糺方之上張合相成外ニ引当可相成証拠無之決着難成ものも儘差通候律法凡人取扱さへ右通候を別而八議之人品証拠証跡迎も無之其上実ニ為致内意致致白状候共夫丈重罪ニも及申間敷与奉存候処去年七月以来段々糺方之上拷問搦指都合十二座ニ及居候を此上猶又責扱失命等ニ為及候而も甚仕過相成御法取扱候者共不足も勿論乍恐御不足奉掛候儀も可致出来哉与至極胸痛仕居申候右付而も小禄片付方何様可被仰付哉此所相考申候処小禄事太郎左衛門殿に書状差遣為致内意段承逢讒候与存付候上もいつれ太郎左衛門殿に書状差遣候歟又も摩文仁親方帰帆之上も屹与成行承届夫々弁取其疑相晴候様不取計候而不叶事候処無其儀玉川王子池城親方杯に御咄申上自分より里不致候ハ、可相済与儘打過たる由此儀氣附不足与申出居候処明間相成張合ながら牧志中使為相動与之晴目も有之候間旁以為致内意形ニ糺明相決律例引比疑之情犯を以等を減罪科相擬首尾方被仰付可然哉与吟味仕候併何分ニも御賢慮之上被仰付度奉存候以上

附

一 科律并先例拔書差上申候  
一 八議之人十惡を犯者も其段違  
一 上聞凡人同前捕出各律条之通可論決与八議之人犯罪律ニ相見得候付小禄之犯所十惡之内ニ可被入哉与科律清律等見合候処右に可比入律条不相見得候付十惡之律も用不申八議之法を以吟味仕置申候  
一 水問之儀科人公事帳ニ用得様も相見得候付水問相用候方ニも吟味仕

候処水問え苦痛絶兼犯人共難受吟味ニ而科律組立被仰付置候以来重キ糺明之節々後用得不申段跡々よ里申伝有之問附書ニ後用置候跡不相見得且嘉慶五申年冠船之時唐人よ里搦指并夾棍用得様稽古被仰付置候処夾棍之琉人之根氣ニ而難受吟味之由ニ而是又用得不申搦指迄を当分相用得申候小祿糺方之儀本文通重而搦問さへ難相用吟味ニ而水問相用候方ニ吟味相付不申候

一 本文内意之儀正右衛門殿内状ニ仁右衛門殿に極内意申込候段相見得候処牧志問届候得右内意ニ正右衛門殿本ニして仁右衛門殿に折次第可申達与之趣相晴目且嘉味田親方問合之内故恩河親方一件之条ニ先嶋之者に拝借錢之内恩河よ里為分取段相見得候御物奉行方相尋候得先嶋に拝借錢よ里恩河為分取候儀無之段承申候

一 本文通糺明相決候様被仰付候ハ、牧志罪分ニ律例見合吟味可仕候

申  
五月十一日

平等所大屋子見習 亀川里之子親雲上  
同 兼本里之子親雲上  
同加増大屋子 佐久本筑登之親雲上  
同 小橋川里主親雲上  
同 善平里之子親雲上  
同大屋子 比屋根親雲上  
同 仲吉里之子親雲上  
同加勢主取 神村親雲上  
同 武嶋里之子親雲上  
同 志喜屋里之子親雲上

J 糺明官のメモ [断片 小祿親方関係]

○ 本文実為致内意致白状候共夫丈重罪ニ及間敷与相見得候処三司官入札王子衆以下久米村諸大夫迄被仰付直ニ於

御前撰政三司官被相披札数書付備  
上覽御意を被請候而薩州御伺相成管候処右之恐懼も無之番札に被仰付度為致内意情罪何れ之律を以右通擬り候哉何共難存当御座候

K 『科律』等の抜粹

科律之序

一 夫国家を治るの道ハ徳教を本とすといへとも律令の制是亦定めずんハ有へからすつらつら其書の本旨を考るに万民をして習染の悪をさらし固有の善に復らし専刑なからしめん為に著ハし給ものなり然るに本邦元より定りたる刑書なふして凡罪犯擬議の時先例に準し行ハるゝといへとも彼には軽く是には重く見へて決かたき事もあれハ甚た誤る事もあらんかと

主上深く憂ひ煩ハせ給により撰政尚姓読谷山王子朝憲三司官馬姓宮平親方良廷尚姓湧川親方朝喬馬姓與那原親方良矩申合科律を編集せしめん事を請ふ于茲

主上歎ハせられ此事を允し給て乾隆四十歳己未臘月六日向姓伊江親方朝慶馬姓幸地親方良篤を科律編集奉行に命し給ふ依之面々心を尽し精を出し唐大和代々の刑書及ひ当邦の例をも考ひ合せ専経書律意を本とし時宜人情に背かざるやうにして今般既ニ編集しければ逐一評閲を加へ



て

照覽に備ひ奉るに自今以後宜此書を以て慎て施し行ひ専教化の助けにせよとの御詔を蒙りぬ嗚呼執法の面々克々おもん見るへし夫死するもの又生へからず断ものふたたびつくへからず故に我か

主上如此刑憲を慎ミ給ひ偏に風化を助けん為に編集致させ(給)為ふものなれハ謹て此

御心を体認し奉り平日間断なく此書を致熟読無限含たる道理を尋求め且刑罰不当ときハ民手足を措くに所なし且其情を得る時ハ哀矜して喜ふ事なかれ且生道を以民を殺すときハ死るといへとも殺すものを恨ミすと

聖賢段々仰置る趣を心肝に銘し聊も吹毛求疵惨刻嚴刑のそしりなきやうに取行ひ全教化の補助にならん事を希ふものなり

八議之人犯罪律

一八議之面々ハ八議条内ニ相見得候通凡人とハ不同其御取持可有之人品ニ而縦令何楚之犯罪

有之候共輕々數平等所召寄不問付可糺問哉奉伺 上意ニ依て可糺問節ハ有筋白所犯之輕重又ハ八議人品之詛を羨相糺縦令ハ御親族ならハ御問柄之遠近状之通且功臣ならハ功を立てたる本来等

委ク書付備

上覽罪分僉議可致由達

上聞役々僉議之上罪分取究備

上覽御裁断次第首尾方可有之

右同律

一十惡を犯者ハ其段達 上聞凡人同前と各律条之通可論決是ハ本文之通可糺問哉否之詛奉伺又ハ罪律を不用科裁断等之

右同律

一前条本律八議之面々ハ縦令 上意ニ依て糺問するとも輕々牢込拷問等

不申付老幼糺明律見合夫々之証拠証跡を以可議定 ○若口問迄ニ牢込拷問等不而行候而不叶詛有之節ハ其詛奉伺首尾方可有之若令違犯私ニ牢込拷問等召

可議 老幼糺明律

一八議ニ相見得候御問柄并官職重キ人其外格別之人品ハ可糺若此等之人

々犯罪有之節ハ輕々數拷問等不申付夫々之証拠証跡を以議定可致之人犯罪律并八議之人父祖犯罪律老幼廢疾犯罪律等見合首尾方可有之

右同律

一証拠明白ならハ有筋白状無之候共糺明相遂候も同断首尾方可相濟故必

白状可為致与強而責問申付問敷候

右同律

一前条之人品与乍存法義ニ違致拷問若苦痛堪兼空言申候を取掲罪ニ入候役々ハ罪科出入可

議罪

訴訟不取掲律

一人殺并盜賊喧嘩打擲犯姦等之類ハ直ニひら方取掲夫々之律可論

人命律

一謀殺之奸情々仇怨財色等之宿意有て謀殺類也尤其偽計陰謀を設定る者を張本とすへし若無其儀同謀者一言之証拠杯を以張本ニ召成

且其場ニ在て見或声を懸恐り驚せ窮迫助勢シたる者を助殴重傷之者

ニ成し一同重罪ニ擬多命を傷ふへからず

盜賊律

一盜人捕付委細之書付取添差出候ハ、罪人牢込牢舎可申付若書付持

參無之候ハ、盜物色立員數月日又は逢盜候人名居分等委ク致帳留

捕出候人ハ無滞可差帰

療治日限律

一 喧嘩打擲ニ依て傷を負其段申出有之候ハ、則役ニ差寄傷之重輕并手足傷を負たる時刻等ニ至る明白書記 毆たる犯人に限を立療治申付年月差引律見合 限内平復せざる時ハ左条見合喧嘩打擲律ニ依て論 傷之輕重を以其咎申付若限内破傷風等之類ニ成 其傷ニ依て死し候ハ、喧嘩殺害律内 喧嘩打擲ニ依て毆殺たる律を以可論

本文傷驗見之儀田舎ハ、一紙書 檢者小横目其外役ニ立合見届を以 披露書一同差出候ハ、前後律条之通其首尾可有之

犯姦律

一 姦情は曖昧にして、實否難取究故必於姦所捕付披露申出る者ハ可取揚 候共何楚之証拠無之 取揚間敷候

○若姦所にあらずして別所にて 出候敷或姦を犯し 名指を以訟出

一 落書人之儀露頭難致陰謀者を捕出候故可賞之且又必落書人落書共ニ捕出候を可褒賞儀其締無之候而不叶儀ニ候縦令ハ落書為致者ニ不捕出

落書律

其人何某与人指を以申出候共 落書計取出し候を取揚候ハ、何楚遺恨有之候人之所為と可申偽儀も有之專其弊を為可防必落書人落書共ニ捕出候得と可賞之

放火律

一 放火人其場ニ而捕付慥成証拠有之候ハ、夫々之本律を以可治罪

何楚之証拠も無之者を仕向疑敷邪推を以とらへ出其罪ニ曲入候も無

覚束尤放火之罪科至て重故其慎可有之

糺明法条

一 糺明相遂科付之砌斬罪とも又と身命難保所に流刑とも分明難取究者ハ

流刑ニ召成流刑之内六年とも拾年とも難取分候者ニ六年可召成候其余

皆共件之了簡肝要候若疑敷者ニ重方ニ片付支配いたし候ハ、不仁之道甚以不宜儀候

詐偽律

一文書を偽作候者既ニ施行いまた不施行之差別有之候言語を偽伝ふ其分ケ無之候者文書ニ跡方之証拠有之候故既ニ行いまた不行之差別あるへし言語ハ跡方之証拠無之如何んして其差別可致夫故必公事を申付規

避之稜有之候を其罪ニ処すへし若公事を申付規避無之候ハ、いまた偽

伝ニあらず

一 嘉慶元年西原間切末吉村比嘉筑登之親雲上同村前伊田親雲上兩人致喧

叱比嘉より老丈余之壇下ニ被蹴落疵負十死一生為及段申出伊田より

拾年八重山嶋滞在西村無系城間筑登之親雲上より宿元ニ届用之海人草

東村嫡子渡嘉敷筑登之相預り脇売之考候間帰帆之上密ニ取卸呉り候様

城間頼承崎原之崎乘参り候砌釣舟に取卸候時相転し海人草為致流失由

城間より密ニ取卸候頼不仕段兩人張合相成且威豊三年玉城間切檢者

真玉橋里之子親雲上事於間切段ニ不宜仕向有之糺方被仰付候内上御役

場又ニ御物奉行衆御心安御取合諸事御指図通取扱候付下知不汲受者ニ

吃与其仕付可致旨為有之由間切役ニ申出真玉橋ニ右様之儀共無之由

申出右三ヶ条共外ニ致見聞候者無之五ニ口柄之張合ニ而無証拠故儘差

通置申候外ニ右様之例段ニ有之候

申  
五月

L 糺明官の意見〔仲里按司・與世山親方等〕

小祿親方牧志親雲上糺方一件付加勢主取世名城里之子親雲上并  
宇地原親方摩文仁親方伊江王子御見付落着難成所よ里見立相替  
管候間右吟味書相下ヶ存寄之程書付を以可申上旨被仰渡役人共  
に茂申談左ニ申上候

一世名城書面ニ今般三人之牢人所犯之振合薩州御側役衆に相貫キ候与相  
見得成程恩河牧志ニ御側役衆に相貫キ候晴目有之小祿ニ此程段々  
致穿鑿候得共三司官為致内意儀曾而無之旨申出何之証拠無之候を三  
人共御側役衆に相貫キ候与究而書付置候儀不束相見得申候

一右通御側役衆に相貫キ此御地御世話を為懸上行形甚不臣之仕形此情犯  
科律新集科律又志清律等ニ相見得申間敷与有之候処不臣之仕形与申  
志所犯何程之見立ニ而候哉清律志天下十八省何分非常之情犯謀反叛逆  
罪三族ニ及候者迄議罪被仰付候御規摸科律新集科律清律より里御当  
地可被召行条々被組立置於小国ニ志縦令非常之情犯出来候共弥以右兩  
律又志清律ニ志可準律例可有之尤法義志究り有て事情變易志無際限故  
清律逆志所犯少も不相替全クの当之律例志有少古来唐御当地志情犯ニ  
応し準シ例等を以罪科被仰付御規向之事候処小祿恩河牧志三人之情犯  
甚不臣之仕形科律新集科律又志清律等ニ相見得申間敷与之見付何様  
共難存当事御座候

一右様非常之重犯人御糺明ニ付而ハ責扱志御法ニ相見得候道具之數々志  
不相行候而不相濟管候処此程摺指扱之道具不相揃且水問等ハ一切相用  
不申候を当分迄之晴目書を以夫々罪分御議定被相成候方ニ志存当不申

段相見へ候処摺指扱之砌道具不相揃与申志嘉慶五年冠船之時大屋子当  
真筑登之親雲上摺指扱之仕様巡捕官より習受鑣はめ上ニ犯人跪跌シ股  
脛之間ニ棒横ニ入致尋問白状不致候得志摺指相用候段日記ニ相見得候  
処志迄摺指之扱棒鑣り不相用故兎角右通申立候半右棒鑣不相用子細志  
清律条例ニ摺指志寸尺付等一々被記置候処棒鑣之儀志不相見へ尤右様  
棒鑣其外非法之刑具を用犯人責扱失命ニ及させ構之官人所弘等被仰付  
置右様非法之刑具相用候儀堅御禁止之段清律嘉慶二十六年之

上論ニ相見得候付跡々吟味之上当分通相用且水問志苦痛堪兼犯人共難  
受吟味ニ而科律組立被仰付置候以来相用不申段先々申伝有之候を無  
証拠之上別而八議之人品右様重刑具を以屹与可致責扱与之儀何共難存  
当事御座候

一摩文仁親方宇地原親方書面ニ小祿疑之情犯を以罪科被召行候而志從者  
志張本相成不穩段相見得候処成程証拠有之候得志糺シ明白ニ可相成候  
得共何志証拠無之口柄迄之事故自然牧志志中使為致儀無之旨張通候ハ  
、何分首尾難引結鉢ニ志成立候処牧志志中使為致段申出小祿ニ志牧  
志志小祿名を仮り為致内意積与張合なから小祿晴目之内氣附不足之明  
間有之候付小祿志為致内意形ニ糺明相決疑之情犯を以等を減牧志志罪  
科輕目之方ニ被仰付候而志律法通ニ而從者志張本相成候筋ニ而志無之  
尤先例志有之候処御咎目向志明白糺付所犯相当ニ不被仰付候而不叶止  
無限致糺明候向ニ而志終ニ失命又志苦痛絶兼いやなから請合せ実情  
を不得罪科差過候方ニ可相成左候得志無証拠ニ付而疑之情犯を以等を  
減御咎目被仰付儀志不穩無限致糺明失命等及させ候儀志穩与申筋合ニ  
而抑任意取失差当御不足志勿論往々此流弊如何可成行哉往昔唐之中宗  
之時代索元礼周興来俊臣与申刑官共常々残忍之性質ニ而犯人一人出候

得去數百人引拘らし或去懸ヶ首に石を提げ或去醋を鼻に灌し其外  
非刑段と相用專責扱而已ニ而相糺候故苦痛絶兼不有之事と後請込さ七  
殘害ニ逢候者數千人ニ為相及由當時ニ而後証拠証跡無構定法ニ替り重  
刑具を以致責扱候ハ、不有之事後受台又去死亡ニ不及者去罷在問敷積  
ニ而此所能と不相慎候而不叶儀与奉存候

一 小祿糺明筋いまた不行届所より白状不致候間猶口問帳等委敷取調部致  
糺明候ハ、埒明可申与相見得候処凡糺問去兼而之心得題目ニ而是迄糺  
明之砌去前以口問帳取調部節と取束尋之趣向主取役人中吟味を以出席  
之人数差凶を得候得去存寄之程後取添段と相糺糺明央ニ去存寄有之節  
去犯人引せ候而吟味之上猶又問附させ去年七月以來摺指拷問都合十二  
座ニ及責扱為致候得共三司官為致内意儀毛頭無之段申出候付奉行役人  
共工面を尽手懸可相成与存付候儀共去無罪者迄牢込を以段と相糺乍其  
上風説之事と去致穿鑿候得共何楚手懸可相成儀出来不申尤御見付替之  
御銘と去兼と口問帳平等方又去御取寄ニ而御調部被成候付兎角御工  
面を為被尽管候得共此程為何御存寄去無之此上去重而穿鑿<sup>(之カ)</sup>手筋相絶  
候処よ里不及是非当分之晴目書ニ而糺明居候方吟味を以申上置候処今  
更小祿糺明之手筋不行届猶口問帳等委敷取調部精と手を尽候ハ、白状  
又去証拠可致出来与之儀何共難心得儀与奉存候

右去依御尋吟味仕申上候以上  
附別紙両通返シ上申候

申  
七月

## 史料一 牧志恩河一件口問書

### A 小祿親方口問書

未八月四日

一 牧志より池城殿内には大里御殿并譜久山殿内御揃之段有之於其儀ニ去自  
身去御月番ニ而候を自身ニ去何分様子も無之右御面と池城殿内には被相  
揃候儀去兎角自身一件ニ而ハ有之間敷哉与相心得牧志ニ而承合晩方重  
而相知候様申達置候処為何様子も無之ニ付牧志家内差遣候処他行之由  
ニ而翌七日罷出候付相尋候処弥自身一件之事ニ而為有之段申ニ付何事  
ニ而候哉与事之訳合相尋候処是去何分不相知尤此次第牧志を為承儀去  
致口外問敷旨口詰等有之よし

附自身一件ニ而去有之間敷哉与たまかいたる儀去飛舟使與儀筑登之  
親雲上帰帆之上入札内意一件自身より正右衛門殿に致内意たる次  
第與儀より里承居候付本文通たまかいたる由

八月八日

一 入札一件付自身を飯屋方に致内意たる儀毛頭無之よし

同日

一 右一件付牧志中使ニ而致内意たる儀毛頭無之牧志中使為致段池城殿内  
を為致承知迄之事ニ而候よし

同日

一 去年二三月比ニ而為有之半飛舟使帰帆之上自身を太郎左衛門殿書状差  
遣内意為致筋大和ニ而風聞為有之次第承兎角讒したる積右式讒し候様  
ニ相成候ハ、大事之事与驚入登 城之上撰政三司官にも形行為申上事

小波津親雲上

森山親雲上

與世山親方

仲里按司

候得共摩文仁親方には何分問尋も無之此段は氣不相附今更届不足為相成由

同日

一摩文仁親方を讒し候半与摩文仁を疑候儀は毛頭無之大和ニ而之成行摩文仁尋問不仕儀は至極不届相成恐入候よし

同日

一自身事仁右衛門殿正右衛門殿は数馬殿は猶丁寧之事候得は自身入札一件致内意事候ハ、おのつから数馬殿にも内意仕答候処無其儀上は正右衛門殿等には不致内意証拠相成候よし

未八月十四日

一牧志中使いたし置候ハ、自身御役御免前撰政三司官御揃相成候付牧志ニは早速自身は右一件発頭之次第急ニ告知可申之処無其儀牧志ニは右一件承来候様申達置候得共延引いたし翌日罷出候上は自身は牧志中使仕置候儀無之証拠ニも可相成よし

同日

一去年三四月比正右衛門殿は御用有之罷下候処正右衛門殿は十五人之内座喜味組合者も早々代合為致候様

太守様御意ニ而候間早々代合為致候様有之半途ニ代合為致候而本人倒し候付急ニは罷成今般

御婚禮御祝儀并来十二月ニ代合可為致候間其間御待可被成旨申上候付自身引請ニ而候哉与被申候付御相役御相談之上代合為致候段申上右次第撰政三司官にも申上たるよし

附何かし／＼代合為致可申哉与尋上候処人躰は何分不申聞先役より退役為致候様為被申よし

同日

一代合之人躰尋上候処其方ニは能存居候与申何分不申聞且正右衛門殿は十五人名前書付銘々座喜味組合者ニ而候哉与問届猶又喜舎場浦添阿波根與那原は別而相疑右面々は如何可有之哉与尋有之右面々座喜味参候様ニは見得不申段折角迦し候而相晴目候得共落着無之様ニ為有之よし

未九月六日

一牧志親雲上は御晴目申上置候正右衛門殿仁右衛門殿は三司官入札内意一件之儀牧志は仮屋方ニ而之評判承来候而之咄ニ而右一件は自身豊見城御殿等にも御咄申上置自身も右次第為承事候得共自身は右内意一件牧志に為申含儀毛頭無之よし

同日

一牧志事桑江里之子親雲上は為致内談儀可有之其趣は自身御役御免為被仰付日桑江は与力潮平に且那事ニ被係居候間早々致出勤候様且其後桑江は猶又潮平に且那事当分之躰ニ而難被迎可及大事何歟進物用品表向進物方は差出さ七候而ハ不相濟潮平格護之品又は庫理方は格護之等有之潮平迄を以取償可相成哉於其儀ニ異国方岩下新之丞殿は牧志の内意申込事能取計可相成筋内談有之候付潮平ニは格護之品無之尤右様之取計いたし候而ハ相応不致段致返答候付左候ハ、且那は隠置候様桑江為申段潮平申出有之候付宜致返答置候以後何方も右様之相談有之候ハ、屹与可相断与申付置候次第有之是以も牧志より自身名前を仮り為致内意証拠ニ而候よし

同日

一牧志は今度之三司官は正右衛門殿は翁長与被申仁右衛門殿等も野村与被見受候段之咄は自身ニも為承事候得共自身は右兩人に内意いたし候

様牧志に為申付儀毛頭無之よし

同日

一 廿七日之朝池城殿内、牧志に其方、小禄中使為相勤哉、御尋被成候処、中使不相勤段返答為有之次第も承居候よし

十月廿二日

一 太守様御逝去後、撰政三司官恩河牧志等御在番所に御用付参上御奉行正右衛門殿御出席蒸氣船御買入一件之御用御取戻之段致承知済而御玄官

ニ而正右衛門殿、彼之申付被置候御内用も都而御取返之段為致承知由

同日

一 正右衛門殿

太守様御意与申座喜味殿内之党早々退役為致候様被仰渡候付急ニ退役申付候而ハ一世奉公留之形ニ成り来十二月又々御婚礼付而も紫冠申付候付其節退役させ候ハ、不目立様可相成候間右之方ニ被仰付候而ハ如何可有之哉与申上候処右両度ニも退役可相成哉与尋有之候付両度ニも吟味可相成与致返答猶又何かし、ニ而候哉与尋上候処阿波根喜舎場浦添與那原親方摩文仁親方等之段被申候付與那原ハ自身三司官被仰付與那原御用取扱之躰見候へ、座喜味組合之方ニも不相見得喜舎場阿波根浦添等ニも自身目前ニ而ハ何楚右組合者と不相見得致返答尤摩文仁も其時上国ニ而正右衛門殿尋も無之付弁も不致猶又面立を以星廻したるよし

未十一月五日

一 正右衛門殿、御用付致参上候処

太守様御意与申座喜味殿内組合之者共早々退役させ候様被仰付候付只今退役させ候ハ、一世御奉公留之形ニ而候間追々

御婚礼又々十二月之間ハ順々退役罷成可申候間御相中にも御相談之上可取計段申上且人躰ハ與那原親方喜舎場親方阿波根親方浦添親雲上摩文仁親方等与申ニ付與那原親方は御用致

〔以下欠——金城註〕

### B 伊志嶺里之子親雲上口問書

未八月廿六日

一小禄一件付諸官御揃之日宮平親方宅致参上候処濱元里之子親雲上書役翁長里之子親雲上茂参合ニ而焼酎出候付何様之儀ニ而焼酎被召上候哉与申上候処小禄一件付焼酎吞候与被申小禄事一門之腰引

御繼目一件ニ而候ハ、可切殺与怒立候而為被申よし

未八月廿六日

一 入札一件付御揃之段自身申候処右一件之儀、數馬殿宿ハ小禄殿内池城殿内宮平其外酒宴之時之事ニ而右一件迄之事情ハ、可相濟候得共

御繼目一件ニ而候ハ、可切殺与被申たるよし

同日

一 數馬殿宿ニ而之一件、小禄、今度之三司官ハ野村ニ而可有之与被申たる段為承よし

同日

一 得与相考候得、小禄池城御一同右通為被申段為承、然共池城親方より御内意為被申上段、慥ニ為承儀、不覺之よし

未九月四日

一小禄殿内一件、発頭之当日宮平親方宅に参り七ツ時分ニも為相成哉小禄按司松堂親方濱元里之子親雲上書役翁長里之子親雲上其外旅供上江洲

等御揃合焼酎被召上候付何様之儀ニ而酒被召上候哉与問上候処小祿一件風聞悪敷焼酎被吞候段御返答有之且風聞ハ何々之事ニ而候哉与申上候処御継目一件三司官内意一件等取沙汰有之候得共御継目一件ニ邪説ニ而可有之三司官御内意一件ニ而も不相濟段為被申よし

同日

一其時宮平被申候云小祿云三司官一件御内意いたし置候ハ、大事ニ而可有之候へ共數馬殿ニ而之一件云醉事ニ而其辺迄之事候ハ、御咎目ニ云不及答与被申たるよし

申閏三月廿四日

一去年三月廿七八日之比諸官御揃之日七ツ時分宮平親方宅に為參よし

同日

一小祿按司松堂親方翁長里之子親雲上濱元里之子親雲上等御出焼酎出為申よし

同日

一何様之儀ニ而昼焼酎被召上候哉与尋上候処小祿殿内一件御世話到来之由被申候付如何様之儀ニ而可有之哉与尋上候付御役目御内意与申もあり又云御継目一件与申者も有之候得共夫云諸官御吟味之上仮屋に御相談相成候もの有之右之ひづけニ而可有之賦就而ハ御継目一件ニ而ハ有之間敷數馬殿宿ニ而之事云醉事之儀ニ而右一件ニ而も有之間敷実ニ三司官御内意いたし置候ハ、不都合之儀与為被申よし

同日

一宮平被醉候而云御内意仕置候ハ、殺し候而も可相濟与被申たるよし

附小祿按司松堂親方等御帰り後本文通宮平被申たるよし

一其翌日ニ而も為有之哉牧志宅に參り小祿殿内一件相咄數馬殿宅ニ而御

内意心地之事為有之哉与相尋候処右心地之事有之其時云池城殿内其外過分之御人数ニ而為有之段牧志為申よし

附池城殿内云御内意為被成筋ニ云不承よし

〔附〕以下朱書——金城註

未十月六日

一數馬殿宿ニ而酒吞為申事有之右之移違ニ而三司官御内意与びつけたるニ而も有之間敷哉右之事ニ而候ハ、左程ニハ及間敷与被申候付數馬殿ニ而之事云其方共之申通之様成もの夫云池城殿内等も御一同之事ニ而右一件云有之間敷与親方為被申よし

附池城殿内云御内意御一同ニ被成たる筋ニ而も無之よし

申四月廿七日

一小祿一件付諸官御揃之日八ツ時ニも為相成哉宮平親方宅に參り候処小祿按司松堂親方書役翁長里之子親雲上桃原村濱元里之子親雲上御揃合焼酎出御咄被成候付何様之事候哉与尋上候処小祿一件付世話出来候与被申候付何様之事ニ而候哉与尋上候得云御継目一件与申邪説もあり又云三司官内意一件与申者もあり御継目一件ニ而も有之間敷夫云諸官御吟味之上仮屋に被御遣たる儀有之其ひづけニ而可有之実ニ内意仕置候ハ、不届候へ共數馬殿宿ニ而之一件ニ而ハ有之間敷哉其時似た事云有之候醉事之儀ニ候其時池城殿内等も御ましよん之事ニ而為有之段宮平為被申よし

C 小祿親方・牧志親雲上口問書〔糺官意見書〕

当四月二日之比與世山親方より於仲里御殿申出之趣云恩河親方御奉公

留被仰付候以後玉川御殿安村親方御一同御步行被成候間與世山致同  
伴候様安村より承玉川御殿與世山に御立寄御一同多和田之御屋取に  
被参居候御小禄親方は彼辺より步行御屋取に奉公人被差遣伺候付御殿  
より小禄被召呼椰子杯出ぶうさあ共被成御殿恩河御奉公留之次第  
御尋ニ付此儀は自身共罪与被答上再三同断被仰候付終ニ小禄は自身も  
追々倒り可申其時よみよんぢゆは与被申候を承安村與世山ニ夜入御  
兩人は先達而為罷帰由

未八月四日小禄親方口問

一 恩河御奉公留以後玉川御殿與世山親方安村親方四人玉川御殿多和田之  
屋取に為参儀有之よし

一 玉川御殿より恩河御奉公留之成行御尋有之恩河は物欲ニ迷ひ人を騙し  
借錢等仕置候付御奉公留為被仰付段御返答為申上よし

未四月十八日牧志親雲上口問

一 仁右衛門殿ニは今度之三司官は何かしニ而候哉与被申候付野村親方可  
宜哉与申上此段は壯右衛門殿に通上度申上候処随分奉通候段返答為有  
之よし

一 数馬殿ニは酒宴御数奇ニ而不断酒宴為有之よし

一 池城殿内は右一件御働為有之よし

一 右一件相働候人数は宮平親方恩河親方も能存居候間御問尋有之度よし  
一 数馬殿に後御宿奥之座小ニ而池城殿内より野村被仰付方ニ御取計被下  
度為被申上よし

附小禄殿内は往古は入札老枚入候而も被仰付置候段為被申上よし且上

之思召次第与も為被申よし

一 其時之御人数玉川王子池城親方宮平親方小禄親方恩河親方自身都合六  
人之覚ひニ而候由

一 宮平親方は三味線弾候処取込茶吞ながら右次第承不目立之駄相見得為  
申よし

一 玉川御殿も小座に為被参時も有之候得共御口上は承不よし

一 仁右衛門殿に池城殿内より入札枚数等封付御持参ニ而差上被申上置  
候段為承よし

附仁右衛門殿より右次第為承よし

一 仁右衛門殿に小禄殿内も被申上置候よし

一 仁右衛門殿正右衛門殿に進物等為差上儀無之よし

附差向ニは難申上候付進物差上不申よし

一 池城殿内小禄殿内より野村親方に被仰付度被相働候儀は野村にも御約  
束之上ニ而被相働候形ニは相見得不申池城小禄御兩人は野村与御別懇  
之事ニ而右通御働為被成様与存候よし

一 入札後二三度計右御三人も酒宴為有之事ニは候得共其時入札一件之御  
咄は承不よし

一 其時之人数右御三人並玉川御殿宮平恩河自身七八人程之よし

一 野村に被仰付度相働候儀は仁右衛門は御脇より里直ニ被相働正右衛門  
殿ニは下涯ニ而いまた御近付無之自身は先達而近付罷成居候付被差使  
たる筈之よし

一 右次第池城殿内小禄殿内兼而御口合之上ニ而為有之哉此儀は不相分よ  
し

一 数馬殿御宿ニ而池城殿内御手元にて小禄殿内は最初は上之思召次第



与申候を池城殿内の山芋ふてと為被申よし

未  
十月

### D 牧志親雲上口問書

未十一月五日口問

一 数馬殿宿に弓之会之時玉川御殿を座之縁類に被為在池城殿内より自身より小座に罷在候時小禄殿内も盃被持参左候而池城殿内より数馬殿に今度之三司官野村を札数相劣候得共野村被伺候而も如何可有之哉与被申上候を小禄より里左社より申候而も不相済与被申候を池城のかめやつきい山芋ふて与被申候付小禄も御賢慮次第札一枚に而も被仰付置候例も有之候与被申数馬殿を私も左様心得被居候段御返答為有之よし

同日

一 一宮平親方を三味線弾候所に而耳を傾キ承候所不合点之様に相見へ為申よし

同日

一 其後数馬殿宿参上之時現札見上候様池城殿内に可申上旨被仰渡尤札数を相劣候得共札柄を相勝候段を承候段も致承知登 城之砌池城殿内に右之形行申上候砌小禄殿内より御出勤に付御聞取具志川里之子親雲上御用に而現札見上候而も可相済哉与被仰下候付往古の現札見上置候例無之段申上候付御返答を池城殿内より里被申上候筋為相成よし

未十一月七日

一 小座に池城殿内小禄殿内被罷居候時数馬殿盃酒被持参池城に盃被遣候

時池城より里数馬殿に野村を札数を相劣候得共人柄に而候へも野村被伺候而も如何可有御座哉与被申候付其通相心得罷居候段数馬殿為被申よし

未十一月十四日

一 池城殿内より小座に被罷在候砌数馬殿盃酒被持寄池城に被差上追而小禄も被差寄此場池城より里野村を札数を相劣候得共札柄を相勝に候得も今度に野村被伺候而も如何可有之哉与被申候付数馬殿を左様心得候与被申小禄を札通之事与被申候を池城の山芋ふてと被申たるよし

未十二月二十四日

一 去々年十一月三司官入札二三日後数馬殿宿に而酒宴之時玉川御殿池城殿内小禄殿内伊是名親方恩河親方自身並宮平親方に而為有之よし

附御仮屋方を岩元清藏殿八太郎殿仁右衛門殿柳田正太郎殿に而為有之よし

同日

一 其砌池城の数馬殿に野村を札数を相劣候へ共人柄之事候間野村被伺候而も如何可有之哉与被申候を小禄の左様申候而も不相済与被申候付池城より山芋ふて与被申候付小禄も御意次第之事むかしを札一枚に而も被仰付置候段為被申よし

同日

一 其後右御礼に為参儀に而も為有之哉数馬殿宿参上之時数馬殿被申候を三司官入札之御届を池城の被申上置候野村を札数を相劣候得共札柄を相勝に候段も池城の被承候現札見上候へ、御用御見合にも可相成候間此段池城に申上候様被仰下登 城之砌池城殿内に右之次第申上候折小禄も御出勤に付御一同右次第被承小禄より里主取にも御尋之上何分可

被成旨被申候付自身に主取呼候様被申付主取参上仕候付被相尋主取  
現札に此迄不差上札数迄を御届被仰上置候段申上候付御取止相成御返  
答に池城を被申上候段為被仰下よし

同日

一其四五日後に而も為有之哉御用御案内に小祿殿内参上之時小祿の野村  
を人柄に而候得共是迄人に被越不便に候然共数馬殿仁右衛門殿に野  
村被同答正右衛門殿に下涯様子不相分候間都合次第仁右衛門殿正右衛  
門殿（はか）通し置候様被申付たるよし

同日

一十一日十二日又七七八日比に而も為有之哉日柄を慥に覚ひ不申候得共  
桑江自身宅に参り小祿の潮平に私ゆへに伊是名牧志等にも相拘さ七氣  
之毒之段為被申由自家裏座に而兩人居合之上為承よし

申二月廿二日

一其後正右衛門殿より里招付参候折正右衛門殿を追々三司官交代三司官方  
も致入札候哉三司官方を何かし与被見付候哉与尋有之三司官に入札不  
致且小祿親方等野村の方人柄与被見受候野村被同度趣申上候返答  
之趣に正右衛門殿に翁長与被見受候翁長を番勤之時物込等いたし  
御奉公肝厚し先嶋を毒蛇を殺候者と同船に而不烈渡俗式に而候得共是  
又列渡陰徳も有之小祿殿内三司官之時も太守様を翁長与被思召上以  
後翁長与御内定有之旁以翁長与被相心得候段も為申よし

同日

一其後仁右衛門殿宿参居候時仁右衛門殿より正右衛門同様尋懸有之野村  
被同度申上候返答心得に而候段返答有之たるよし

同日

一右之首尾小祿を上ノ屋敷に御出付右別荘に参り兩人有之様申上候処正  
右衛門殿申分を落着不罷成与小祿も為被申よし

（申九）  
三月廿二日

一小祿殿内池城殿内小座に被罷在候時数馬殿本座を酒瓶盃被持寄池城殿  
内に差上返盃済而猶又小祿に被差上左候而池城より数馬殿に野村を入  
札を相劣候得共人柄に而候へ野村被同度被申上候付委細致承知候其  
心得之段御返答為有之よし

同日

一其時宮平を一間半計間罷居茶を呑候砌耳を傾ケ不安寐に有之たる  
よし

同日

一登城之上右次第池城殿内に申上候処相待候様被申追而小祿も御出勤  
付右次第被申上候付主取御尋被成候様被申候付自身主取呼候様被申付  
詰所を呼来候処右次第御尋相成候処先々札数迄差上現札を差上不申  
入札を濟次第焼収候筋に而差上候而ハ差障候段御返答有之候付数馬殿  
に之御返答を何様可仕哉与申上候処池城殿内を被申上候段為被仰下た  
るよし

同日

一諸官御揃之翌日伊志嶺里之子親雲上自身宅に参り咄之趣を昨日宮平親  
方宅に参り候処宮平を焼酎被給世間之邪説通に而候ハ、宮平も切殺  
可申候得共三司官内意一件に而候ハ、池城始被相働たる事に而不苦与  
被申たる段有之候付数馬殿宿に而之一件を宮平にも能聞合之上に而候  
故右通被申候旨為致返答よし

申四月廿七日

一池城殿内小祿殿内小座に被罷在候時數馬殿本座表湯酌瓶盃被持寄池城に御取替之砌池城野村札數相劣候得共人柄ニ而候間野村被同度被申上候付委細致承知候其心得之段數馬殿被申折小祿札次第之事左様申上候而ハ不相濟与申付池城山芋ふて与被申候付猶又小祿も御意次第之事昔札一枚ニ而も被仰付置候与為被申よし

同日

一諸官御揃之後伊志嶺里之子親雲上私宅に罷出小祿ハ存外之事右御揃之日宮平に参り居候処宮平邪説通ニ而候ハ、切殺可申候得共數馬殿宿ニ而之事ニ而候ハ、池城殿内小祿殿内等も御一同之事ニ而不苦与為申段申ニ付其時御一同ニ而為有之段為致返答よし

同日

一現札一件池城殿内に申上候付追而小祿も御出勤主取に御尋之砌も自身居合ニ而是迄之御晴目不相替候得共主取之御晴め相替候ハ、不及是非よし

附主取小祿も御口上不相替由候へ自身覺違之筋ニ而候よし

同日

一小祿一件発頭之日小祿与儀大和ニ而為承一件為致発頭哉与被申候付私付而咄形之事ニ而ハ有之間敷哉与為申上段後以御晴め申上置候得共是以前ニ荒々御晴め申上後ニ委細申上置候よし且又其時迄自身中使之段も不相知且右一件発頭ニ付而吳々世話可致場を世話不致与被仰下候儀吳々世話ニ候得共小祿に参り鈎合不致儀小祿ニ御役御免被仰付自身に其時迄出勤も被仰付置適御役御免之方に出入鈎合いたし候儀存鈎合不致よし

附僅之嫌を以太事之鈎合不致儀不埒之様相見へ候得共自身ニ

文通之よし

同日

一小祿彼故を以野村私迄懸而令迷惑残念之儀与咄たる段潮平桑江兩人右様之儀無之段申上候由候得兎角私覺違ニ而可有之右之咄則ニ居合為承証抛人も無之ニ付而ハ自身覺違之筋又右兩人ニ係合御晴目申上候儀憚与存候哉右之咄為承儀無相違候へ共張合ニ相成不申候よし

同日

一桑江中使一件咄形之事為有之段申達たる儀自身病氣御預之当日其時自身前之座本座に入桑江も後追来候付座に入早速之事尤其時桑江自身病氣之様子等相尋為申由且桑江右次第不承筋申上候兎角御取締ニ付而実成申上候事煩敷相成却而其身之障可相成与右通申上候半此上桑江对面被仰付度よし

同日

一去年入札之儀硯屏之後ニ而為承与申上懸置候儀主取飯屋に入札御届之儀昔ハ御口上迄ニ而枚數迎不申上候処連々与相替候段為申よし

同日

一主取詰所呼来候段申上置候儀詰所又去ゆるひ之前などハ然々覺ひ不申候得共主取池城殿内拜御応答為被成時自身ニも居合ニ而候よし

申五月八日

一池城殿内小祿小座に被罷在其時數馬殿湯酌瓶盃持参池城殿内江被差上其時池城殿内野村札數相劣候得共人柄候間野村被同候而ハ如何可有之哉与被申上候付其心得之段返答有之其時小祿左様申上候而

ま不相済与被申ニ付池城の山芋ふて与被申候付猶又小祿もむかしま札一枚ニ而も被仰付置候御意次第与為被申よし

同日

一主取参り候付池城より右次第御達相成候付主取御返答ま往古る札数迄差上置候例ニ而現札差上候而ハ不相済段申ニ付私る数馬殿に御返事ハ何様可仕哉与尋上候処池城の御返事被申上候段致承知たるよし

同日

一小祿兼く遺恨迎も無之其上小祿名を借り致内意万仁右衛門正右衛門る小祿の中使為有之段引当いたし候ハ、私ま偽作之所相顯可申候へま小祿名を借り候儀毛頭無之よし

### E 糺明官意見書 (一) 「糺官吟味之次第」

一去々年十一月三司官座喜味親方跡御役入札相済候後玉川王子池城親方小祿親方官平親方恩河親方牧志親雲上数馬殿宿ニ而酒宴之時小座ニ而池城親方より数馬殿に今度之三司官志野村親方に被仰付方御取計被下度被申候央小祿より里札通之事致何角候而ま不相済与被申候を池城より山芋ふるなと被申候得ま小祿より里むかしハ老札入札之方に被仰付置例ま有之何分御意次第与被申候を宮平此時三味線差置湯呑候御承候様不安躰ニ有之玉川王子大窪八太郎殿一同縁頼恩河元清蔵殿一同玄喚表に被罷在園田仁右衛門殿御用達等ハ本座三味線彈候者共ニま右小座次之間に為罷在由牧志申出候

小祿親方一件ニ付諸官御揃之翌日伊志嶺里之子親雲上牧志宅に参嘶之

趣ま昨日伊志嶺宮平親方宅に罷出候処宮平申候ま小祿事世上邪説之通

ニ而候ハ、宮平よりま不置候得共数馬殿宿ニ而野村に三司官御内意一件ニ而候ハ、池城親方始為被相働事ニ而随分可相済与申焼耐為被給段伊志嶺申ニ付数馬殿宿ニ而池城より御内意為被致段ま宮平ニ同席ニ而能存居候付右通被申候与為致返答由牧志申出候

附伊志嶺申出候ま小祿親方一件ニ付諸官御揃之翌日牧志宅に参り牧

志逢取昨日ま宮平親方宅に参候処宮平焼耐被給候付訳合相尋候処

小祿一件致無興候数馬殿宿ニ而酒宴之折入札一件為被申事ま有之候得共其節ま池城親方等まじゆうんニ而是ニ而まかつらる間敷現当致御内意置候ハ、宮平よりま不置与為被申段申聞候処弥池城まじゆうんニ而為有之由牧志返答為承段伊志嶺申出候付まじ

ゆうん与ま小祿池城一同御内意為被致筋ニ而候哉与問詰候処宮平口上ま池城親方まじゆうんニ而為有之与為承迄ニ而池城より御内意被致候形ニま不承牧志ニま池城より御内意被致たるとハ不申聞由申出本文牧志口柄符合不致候

牧志親雲上数馬殿宿参上之時入札枚数ま先達而池城親方る相届候野村にま札数相劣候得共札柄ま相勝子候由池城より承候現札貰受候ハ、御用見合相成此段池城に申達候様伝言承御座元御出勤之時右之趣申上池城ニ而現札届上候而ま可相済含ニ相見得候処小祿追々御出右次第被承主取にま被相尋候様被申候付主取御用ニ而御尋相成候処現札差上候而ま不相済段御返答有之現札差上候儀志御取止相成右ニ付数馬殿に御返答ま何様可仕哉与申上候処池城より御返答被成候段承此段ま主取証拠之由

右外今度之三司官志野村に被仰付筈与御咄之序ニ小祿池城より為承由  
牧志申出候

附去々年十一月三司官座喜味親方跡御役入札相濟候後池城親方御出

勤具志川里之子親雲上申口御座下ニ而多葉粉呑候折縁頼より御座  
に御通之砌被召呼候付拝候処いやゑまづ仮屋より入札見候様可相  
成哉与被仰聞候付是迄至極憚之御所望与申上候処あんなへ何様御  
返答被成可然哉与御尋有之候付入札也

国王目前ニ而披キ書取之上早速焼収之模ニ而格護無之段御返答相  
成可然与申上候処弥其通御返答可被成与被仰聞尤其時志池城親方  
御老人為被成御座由且右之御尋濟而後暫間ニ而牧志親雲上上之御  
座より相下候時硯屏之後ニ而入札志焼収候模ニ而候哉与尋有之其  
通之段返答為致由牧志晴目筋具志川申出与ハ符合不致候

一三司官入札相濟候後別御用ニ付小祿親方宅参上之時小祿より里野村志人  
柄ニ而候得共是迄人ニ被越不便存候數馬殿仁右衛門殿ニ志野村被伺筈  
正右衛門殿ニ志下涯様子不相分候間折次第野村被伺候方江夏殿に申し  
被上度申上候様被申付前条數馬殿宿ニ而池城等より里御内意之後正右衛  
門殿宿に夜嘶ニ参居候折正右衛門殿宿今度之三司官ハ誰ニ致評判候哉  
三司官方ハ誰を被見付候哉与尋有之多分野村の方取沙汰いたし又候小  
祿志野村与被見付候江夏殿に野村の方被同度申上候処正右衛門殿ニ志  
落着無之由牧志申出候

右ニ付野村御内意一件志小祿池城其外ニ志組合者可罷在積実申出候  
様段々問詰候処兎角肝と肝のちやあひニ而為被致内意哉寄合為致相談

儀志毛頭不承由申出候付拷問拶指等を以致穿鑿候得共右通不相替由申  
出候

右通牧志晴目筋之上を以池城親方尋上候方致吟味候処數馬殿宿小座ニ  
而野村親方に三司官被仰付方ニ御取計被下度御内意為申上儀無之且野  
村に入札枚數ハ相劣候得共札柄ハ相勝チ候与數馬殿に為申上儀も無之  
牧志ニ付而現札見せ候様ニと之御沙汰志最初入札之御届ハ私る申上候  
付右通為被申遣半今度之三司官志野村に被仰付筈与牧志に嘶為申聞儀  
志無之抔与被申募候節牧志対決させ候而志右内意之儀ニ付池城小祿牧  
志等為致直談も無之張合相成候ハ、屹与可取懸責句無之其上牧志晴目  
之内正右衛門殿宿三司官方志誰を見付候哉与之尋志數馬殿宿ニ而池城  
より御内意為致与之日より里後之事ニ而牧志ニ志野村に心を寄居候上志  
好キ折おのつから小祿池城志野村を見付居候段可申聞場ニ小祿計之見  
付与為申聞儀晴目筋聞得不申殊ニ現札一件池城口上志具志川証拠數馬  
殿宿ニ而之事官平分志伊志嶺証拠之成ニ牧志申出候処具志川申出之  
上を以志數馬殿宿現札所望池城志存外之語氣ニ而野村札數志相劣候得  
共札柄ハ相勝チ候与數馬殿に申聞候志如何様牧志自分之言葉を池城よ  
里數馬殿に為申聞形ニ申成し候志難計且宮平口上志池城より里御内意為  
致筋志志不承段伊志嶺達而申出候を牧志志志池城始御内意為被相働与  
之申分伊志嶺口柄符合不致候惣而札明筋志証拠証跡ニ基キ取扱仕候御  
法様ニ而縦令一同聞合之者共罷在候而志口柄符合不致外ニ引当可相成  
証拠無之候得志何分ニ志首尾難引結事候処右通牧志晴目筋聞得不申候  
上証拠申出候志符合不致旁以牧志晴目筋難取持何れ外ニ手懸可相成証  
拠手強相成不申内志池城に手を附候儀罷成間敷与いつれ志吟味仕候事

末  
十一月

F 糺明官意見書 (二)〔伊江王子・摩文仁親方・宇地原親方〕

小祿親方牧志親雲上晴目筋之儀当分張合相成就而之疑之情犯を以罪科被仰付度役人共申出世名城里之子親雲上ニ之猶糺方被仰付度申出候依之吟味仕候之御咎目向之儀明白糺付所犯相当ニ不被仰付候而不叶事候処役人共見付之通疑之情犯を以罪科被召行候而之從者ハ張本ニ相成不穩儀御座候小祿糺明筋々手を尽候ハ、白状又は証拠可相成儀共致出来所犯明白相成相当之御取扱相成可申哉与存当申候此段申上候以上

六月

宇地原親方  
摩文仁親方

右吟味之通同意存申候以上

六月

伊江王子

G 糺明官意見書 (三)

一方之吟味八議之人品証拠証跡迎も無之搦指拷問も十二座ニ及此上之仕過ニ可相及候付疑之情犯を以罪科相擬り首尾方被仰付度趣ニ相見得候処別冊伊志嶺里之子親雲上口問ニ相見得候通小祿一件ニ付諸官御揃之日八ツ時分ニも為相成哉宮平親方宅ニ参り候処小祿按司松堂親方書役翁長里之子親雲上桃原村濱元里之子親雲上揃合焼酎出御咄被成候付何様之事情

哉与尋上候処小祿一件付世話出来候与被申候付何様之事情哉与尋上候得之御繼目一件与申邪説もあり又之三司官内意一件与申者もあり御繼目一件ニ而ハ有之間敷夫之諸官御吟味之上飯屋に被御遣たる儀有之其ひづけニ而可有之実ニ内意仕置候ハ、不届候得共〔数馬〕と書き抹消さる——金城註〕何某殿宿ニ而之一件ニ而之有之間敷哉其時似た事之有之候醉事之儀ニ候其時池城殿内ニ御ましよん之事ニ而為有之段宮平為被申由且牧志親雲上申披キ之内諸官御揃之翌日伊志嶺里之子親雲上自身宅ニ参り嘶之趣之昨日宮平親方宅ニ参り候処宮平之焼酎被給世間之邪説通ニ而候ハ、宮平之切殺可申候得共三司官内意ニ而候ハ、池城始為被相働事ニ而不苦与為被申段有之候付〔数馬〕と書き抹消さる——金城註〕何某殿宿ニ而之一件ニ而之有之間敷合居候付而ハ此所細密取調部小祿に手懸り可相成由兩人之口柄趣意致符合居候付而ハ此所細密取調部小祿に手懸り可相成桁々吟味可致之処無其儀証拠証跡迎も無之段申出就而之宮平帛帆之上相尋猶証拠証跡を可相求答之処是又差押当分通小祿張通シ之形を以疑之情犯ニ而夫々罪科相擬首尾方被仰付度与之趣私共ニ之何共同意難成事御座候間小祿牧志伊志嶺等口問書御覽之上何分御治定有御座度口問書五冊取添差上申候以上

申  
八月

H 糺明官意見書 (四)〔平等方糺明向〕

今般平等方糺明向一件付奉行役々等見立相替候付宇地原親方召寄宮平親

方婦帆之上問届候手筋致問尋弥問届候方ニ被仰付候ハ、双方召寄可相達旨申達候処此儀一分ニ而志究而難申出伊江王子ニ御口合之上何分可申出与罷帰追而王子并摩文仁親方宇地原被罷出宮平婦帆之上問届候方ニ被仰付候ハ、双方打組ニ而志糺方不相調自然打組糺方被仰付候ハ、御免被仰付度被申出趣致承達宮平婦帆之上問届候儀志糺明向係合之筋相見得候付此儀志糺被申出通被仰付尤双方打組糺方被仰付候ハ、御免被仰付度被申出候得共此節平等方御用筋之儀至而立候付奉行役ニ被召附此程折角取詰手を附置候付而志猶精々熟談を遂早々首尾全引結候様無之候而不叶右之趣奉伺候処双方熟談を以宮平婦帆之上筋々明白ニ問届候様御意被成下候間被奉拝承此涯双方熟談を以宮平婦帆之上問届候儀志勿論最初より之御用筋早々首尾全引結候様御取計可被成事

申  
九月十七日

I 糺明官意見書 (五) [断片]

本文吟味之上を以志牧志志誣告之形ニ相見得尤摩文仁親方ハ小祿不取懸所迄を以越度ニ召成牧志睛目筋も取添疑之情犯を以罪科被仰付度与之申立ニ而候得共成程摩文仁ハ不取懸所志不届候得共太郎左衛門ハ書状差遣為致内意儀ニ而志無之以後志何分相知不申与黙止居為申段申晴候ハ、儘差通不申候而不叶儀を外ニ手懸可相成明間之所ハ差押ひ右通之吟味筋何共難存付御座候

附仁右衛門ハ内意為致段太郎左衛門書状ニ相見へ小祿書状不差遣段ハ是以相知申候

J 糺明官意見書 (六) [断片]

本文摺指之用様当分通清律ニ相見得尤律外之刑具相用間敷旨嘉慶十二年十六年ニ

上諭被為在候付吟味之上跡々より里召留置候趣相認置候処於御当地ニ志適申冠船之時巡捕官ハ相附習受被仰付及上聞既ニ御法ニ相成居候を何分御差図志不仕平等方吟味迄ニ而召留置候段之申出甚聞へ不申候事

K 糺明官意見書 (七) [断片]

糺明向ニ相携候方志第一義理正道を以輕重過不足之差ひ無之様可相嗜儀本意ニ而可有之勿論恩恵ハ

上より里出申答之儀を本文之趣を以御恩恵被召行度趣ニ相見得下として相応不致吟味与存当申候事

L 糺明官意見書 (八) [断片]

本文之趣志李禧耿韜糺明之時致來訊置候付向後志三品以上之大臣罪譴ニ羅り候節志

旨を奉りて職を改め拿め問ひ法司志又にかに氣を加ふ事不得もし來訊せずんハ不得るものあらハ亦必ず旨を請ふへし与之

上諭科律ニ後八議之人品ニ右通之趣相見得候付右兩段共及言上相濟候上  
最初ニ仲里按司宅ニ而問届不致白状候付平等方に召込拷問拶指等相用さ  
せ候事

M 糺明官意見書 (九)〔断片〕

小禄実ニ三司官内意不致事候ハ、牧志中使為致訳池城親方より御達之砌  
不凶怒を発し努々右様之儀無之此儀牧志より私名を借り為申積候間屹与  
御糺方被仰付度旨申上猶子共弟等門中之内を召寄右成行申聞子弟等門  
中ニ付而糺願可為致之処右様之取計糺不致池城親方より御尋之砌御糺  
之上何分被仰付度申上置候付其篇ニ而可相濟与相心得候上翌々廿九日濱  
比嘉親方浦添親雲上御使を以御役御断可申上与之  
御意被成下

御意重奉存何分願立不申段之晴目筋聞へ不申候

附牧志晴目之内ニ小禄名を借り致内意万一仁右衛門正右衛門より小禄

ハ中使為有之段引当いたし候ハ、私ニ去偽作之所相顯れ可申候得去

小禄名を借り候儀去毛頭無之段達而申出候

N 糺明官意見書 (十)〔断片〕

本文桑江ニ致寄せ尋潮平ハ去右之取計無之候を潮平桑江口柄不相替牧志  
晴目筋不束ニ相成候与之吟味落着難成事御座候